

令和 8 年第 2 回（6 月）定例町議会

（第 2 日　6 月 4 日）

令和8年第2回（6月）西伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和8年6月4日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1 号 令和7年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 議案第32号 令和7年度社会資本整備総合交付金事業（町）月の浦井田子線拡幅工事変更請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第33号 令和7年度仁科地内町道整備工事変更請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第34号 西伊豆町防災会議条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第35号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第36号 令和8年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第37号 令和8年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第38号 令和8年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 同意第 2 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 同意第 3 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 同意第 4 号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 同意第 5 号 西伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第 6 号 西伊豆町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれからに準ずる者の割合について
- 日程第16 同意第 7 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第 8 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第 9 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第10号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第11号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第12号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第13号 西伊豆町農業委員会委員の任命について

- 日程第 2 3 同意第 1 4 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 4 同意第 1 5 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 5 同意第 1 6 号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 6 議案第 3 9 号 令和 8 年度社会資本整備総合交付金事業（町）月の浦田子線拡幅
工事請負契約の締結について
- 日程第 2 7 議案第 4 0 号 令和 8 年度仁科漁港公衆トイレ新築工事請負契約の締結について
- 日程第 2 8 議案第 4 1 号 令和 8 年度西伊豆中学校校舎トイレ新築工事請負契約の締結につ
いて
- 日程第 2 9 議員の派遣について
- 日程第 3 0 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 1 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	堤	圭 祐 君	2 番	土 本 直 矢 君
3 番	中 島	健 君	4 番	磯 清 彦 君
5 番	河 内	ひとみ 君	6 番	山 本 豊 君
7 番	加 藤	タヅ子 君	8 番	浅 賀 元 希 君
9 番	仲 田	慶 枝 君	1 0 番	高 橋 敬 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	星 野 淨 晋 君	副 町 長	高 木 光 一 君
教 育 長	森 真 治 君	総 務 課 長	長 島 司 君

まちづくり 戦略課長	真野隆弘君	産業振興課長	木野のぶ子君
窓口税務課長	渡邊貴浩君	健康福祉課長	鈴木一博君
建設課長	朝倉通彰君	防災課長	久保田寿之君
環境課長	土屋智英君	会計課長	石川孝佳君
企業課長	居山繁君	教育委員会 教務局長	佐野浩正君

職務のため出席した者

議会事務局長	高橋昌子	書	記	船津康予
--------	------	---	---	------

開会 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（高橋敬治君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

◇ 9番 仲田慶枝君

○議長（高橋敬治君） 通告6番、仲田慶枝君。

9番、仲田慶枝君。

〔9番 仲田慶枝君登壇〕

○9番（仲田慶枝君） おはようございます。ただいま議長よりお許しを頂きましたので、9番、仲田慶枝、一般質問を始めさせていただきます。その前に、この2日間、この台風9号、たくさんの雨をもたらした台風9号に対しまして、町長はじめ、町の職員の皆様、緊張感を持ってご対応頂きました。おかげさまで何事もなく台風が過ぎ去り、私たち町民はとても安心安全な2日間を過ごすことができました。誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、一般質問を始めます。

私の一般質問は大きく2点でございます。1、町内観光地におけるごみ問題について。2、災害に備えた備蓄品についてでございます。1、町内観光地におけるごみ問題について。町内の観光地では、観光客が残したごみが最早看過できない状態になっています。時には鳥獣が食い荒らし、朝になるとごみが散乱している状況も見受けられます。更に、飲み残しのペットボトルなどが、自動販売機周辺やトイレに放置される事例も多く見られます。こうしたごみの散乱は、景観や衛生環境の悪化につながるだけでなく、鳥獣被害を誘発する要因にもなっていると考えます。一方、近年では、コンビニエンスストアにおいては、ごみ箱は店外ではなく店内に設置する対応となっています。外国人観光客に日本の魅力を尋ねると、「very clean（とても清潔）」という声を聞くことが多く、清潔感や環境美化は、日本や地域の観光地としての大きな魅力の一つであると考えます。町としては、基本的に「ごみは持ち帰りましょう」というスタンスであると理解しています。しかし、それは理想であり、現実には観光地において全てのごみの持ち帰りを徹底することは難しく、結果として放置ごみや散乱ごみが発生しているのが実情です。観光地の環境美化を維持することは、地域住民の生活環境を守るだけでなく、観光地としてのイメージ向上や来訪者満足度の向上にもつながる重要な課題であると認識しています。観光地におけるごみ問題について質問いたします。

（1）町として、観光地における現在のごみ問題をどのように認識していますか。（2）景観維持や環境美化、観光振興の観点から対策をとるべきと考えますが町の考えを伺います。

2、災害に備えた備蓄品について。災害時の備蓄については、国は最低でも3日分、理想は1週間程度の食料や飲料水の備蓄を推奨しています。近年では各家庭におけるローリングストック方式による備蓄の重要性も広く呼びかけられています。津波浸水想定区域内に多くの住宅がある当町では備蓄のやり方には工夫が必要です。防災課では現在の備蓄品の把握に努めていると聞いていますが、各自治会における備蓄量にはばらつきがあり、全体としてはおおむね2日分程度ではないかと思われます。また、その数量については住民のみを想定したものであり、観光客など帰宅困難者は十分に考慮されていないのではないかと考えられます。さらに、災害時には食料のみならず、簡易トイレの備蓄も極めて重要です。近年では、「TKB48」という考えのもと、T＝トイレ、K＝キッチン（食料）、B＝ベッド（パーティションを含む）を備え、発災後できるだけ速やかに被災者が利用できるようにすることの重要性が指摘されています。理想は48時間以内というものです。一方、西伊豆町は半島西南部沿岸にあり、地理的条件から、地震や津波、豪雨災害、土砂災害等による住家被害、道路寸断による物流停止、孤立集落の発生が懸念されています。長期間かつ複数箇所の孤立が想定

されることから、十分に分散した備蓄の考え方が必要と考えます。しかしながら、このようにできるだけ多くの備蓄が望まれるなか、現時点では備蓄品の保管場所不足も課題になっています。備蓄品について伺います。(1) 現在の備蓄状況や課題をどのように認識していますか。(2) 今後の備蓄品の充実や保管場所確保、自治会支援、孤立集落対策などについてどのように取り組む考えですか。

分散備蓄など、地域全体としてどのように備えていくのか、町の考えを伺います。

以上、私の壇上での質問を終わります。

○議長（高橋敬治君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは仲田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。まず大きな1点目の町内観光地におけるごみ問題についての(1) 町として、観光地におけるごみ問題の認識について、町として観光地における現在のごみ問題をどのように認識しているのかというご質問です。清潔感は日本の地域観光の重要な魅力であり、観光地の環境を清潔に保つことは訪れる方を受け入れる立場として重要な責任であると認識をしております。しかしながら、観光に伴って発生するごみの全てを行政が処理することは、一時的にはできても継続することは困難でございます。行政はごみ問題の環境整備、事業者や来訪者には適切なごみ処理の協力など、役割分担をして対応したいと考えております。

次に(2)の今後の対策について。景観維持や環境美化、観光振興の観点から対策をとるべきと考えるが町の考えはというご質問ですが、西伊豆町に限らず、観光地への来訪者の一部には、旅の恥はかき捨てといった行動をする方がいることは事実でございますが、ごみのポイ捨て行為を少しでも減らすため、ごみ捨てルールの分かりやすい表示、周囲の状況の見える化などにより、観光客や来訪者にも、景観維持や環境美化について責任ある行動を自然に取っていただけるような仕組みを整えられるよう考えております。

次に大きな2点目の災害に備えた備蓄品についての(1) 現在の備蓄状況やその課題について。現在の備蓄状況や課題をどのように認識しているのかというご質問です。国の防災基本計画におきまして、市町村は備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資を備蓄するとともに、都道府県は市町村による備蓄では不足が懸念される物資を備蓄するよう努めるとされているところでございます。しかしながら、人口の多い自治体では膨大な備蓄が必要になり、現実的には必要量の備蓄が困難な例もあるようでございます。当町におきましても、保管場所やローリングストックの問題など課題が多いと認識をしております。

次に（２）の今後の取組について。今後の備蓄品の充実や保管場所確保、自治会支援、孤立集落対策などについてどのように取り組む考えか。分散備蓄など、地域全体としてどのように備えるのか町の考えを伺うというご質問です。津波浸水想定区域外に広い保管場所が必要なこと、備蓄品の買換え費用などを考慮すると、例えば７日生活するのに必要なものを全てを永続的に買換えていくといったことは、ハードルが高いと考えております。災害時には自治体自体が被災者になり得ますので、今、国では被災初期において、市町が自ら被災者のニーズの把握や、物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災地からの要請がなくても物資の供給を確保し、輸送する支援を開始するとしております。このような支援を受けられるのであれば、必要最低限の備蓄品をストックしておけば耐えられるようになりますので、備蓄量や、備蓄場所については、もう一度現状に照らし合わせて見直しを進めてまいります。なお、自治会の備蓄品購入には引き続き助成を行っておりますが、孤立が予想される集落を含め、自主防災会の皆様に対し、被災直後は自分たちで何とかするといった自助、共助の普及を併せて行っていく必要があると考えております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○９番（仲田慶枝君） では、再質問させていただきます。ありがとうございました。当町の産業の中心はサービス業でございます。医療介護を除けば、あの方の大半は観光に関連した産業に従事していると私は考えております。当町の主産業は観光業と言っても過言ではないと考えます。地域経済を考えていったとき、端的に言えば、外貨を稼げる経済活動を考えていったときに、魅力的な観光地の維持、もしくはその開発というのが町の存亡に関わると私は考えております。じゃあなぜごみ箱って思いになるかもしれませんが、来訪客に愛してもらえる観光地、また来たいと思わせる観光地とは何だろうという視点で観光地歩きますと、やはり汚いのは駄目だ、論外だということになります。そこからの今回の質問でございます。少し話を広げていくことになると思います。先ほど壇上のご答弁で、一時的には可能と、でも持続は困難というようなことをおっしゃいましたけれども。もう少し具体的にご説明頂きたいと思います。一時的というのは、例えば海水浴シーズンだけはごみ箱を置くとか、そういうことなのか。それとも短期間やってみるという、でもそれ以上はやりきれないということなのか、もう少し具体的にお話くださると助かります。お願いします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。仲田議員は町内にたくさんごみ箱を置いて、そこに捨てていた

できれば環境美化になるだろうという発想だろうと思います。ではそのごみ箱を設置し、誰が管理をし、収集をするのかということをごすね、永続的にすることは難しいだろうというふうに思います。一時的というのは、海水浴場などについては、当然、夏季の間、ごみ箱を設置し、毎日のように回収させていただきますけれども、これは約1か月半ぐらいの期間でございますので、費用についてもそれなりにかかりはしますけれども、一時的なもので処理はできます。ただ、24時間365日捨てられるごみがあった場合に、そのごみを毎日回収、もしくは2日に一遍、どなたが回収に行くのかということをごすね、その費用を誰が捻出し、誰が管理をするのかということをご考えますと、なかなか難しい問題なんだろうというふうに思います。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 今伺っていて難しいなって思ったんですけど、そもそもこの質問をしようとしたきっかけは、やはり堂ヶ島園地にね、飲み残しのペットボトルとか、たばこの吸い殻でありますとかマスクでありますとか、落ちている。極めつけはね、堂ヶ島だけではないのですが、コンビニかスーパーで買ったお惣菜のパックでありますとか、プラスチック、ウェットティッシュ、割り箸などが鳥獣に突かれて散乱している状態が見受けられるから、そういうことが起きているからでございます。で、それはやはり、なぜならばという、ごみ箱がないからということなのだと私は考えているんです。町長のおっしゃることももちろん理解できますけれども、でもこのままで魅力ある観光地として存続できるんだろうかということをご考えます。私、やはり理想じゃないのかなと思うのですが、結局今、例えば堂ヶ島にしてみますと、わりと事業者さんお辞めになっっていて、事業者さん少なくなってるじゃないですか。ところが、それであるからこそ、余計ごみが散乱してしまうのですが、結局、それを処理しているのは1つ残った事業者さんですよ。やはり彼らのストレスというのは大変なもので、彼ら飲食、そこではやってないですからね。堂ヶ島の下の方ではやっていないので、そんなようなこともあります。でも今の町長の話でもう1回確認させていただきますけど、観光客が来ることによって潤ってる事業者がそれを協力するのは当たり前だと。それでやってもらうという考えと私は理解してよろしいでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。そもそもごすね、何でコンビニエンスストアのごみ箱は外から中に入ったかということです。これ、外に置いておきますと人の目に触れませんので家庭ごみの中に入れる。また、飲み残しが入ったまま入れられるというようなことで、大変回収に

ついて、店員さんの負担もあったというふうには聞いております。そういったもので、中であれば、やはり人間の心理的にですね、やたらなものは人の目がついてるところでは捨てにくいということもあって、中に入れられたんだろうと。コンビニは最近きれいですよね。きれいだと思います。で、仮に、堂ヶ島園地にごみ箱を置いたといたしましょう。モラルのない方がそこに入れます。いつの間にか家庭ごみも入っています。そこはモラルが崩壊をいたします。ですので、モラルが崩壊する原因を行政としてはつくりたくないということも1つあります。あとは回収の問題もあります。誰が管理をするのか。ということなので、買った方、食べた方、ごみを今お持ちの方の責任において、しっかりと処理をしていくというモラルをですね、つくっていただかないと、ごみ箱をたくさん設置すればこのことが解決するという問題ではないというふうに思います。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 今モラルが、徹底すればっておっしゃいました。じゃあそのためにはどうしたらいいと思います。もちろん表示はすべきだと思うのですが、やはり汚いまの観光地というのは、やはり魅力を落としてしまうことになりますので、その辺、町長、どういうふうにお考えであります。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） モラルをどうすればいいかって、私に聞かれても困るんですけども。これはもう教育の問題でございまして、モラルのある人々が住んでいけば、ごみが散らからないと思いますよ。先ほども壇上で申し上げましたけれども、旅の恥はかき捨てと言って、自分の力ですね、離れたところではやりたい放題するような方がいると、当然モラルは無いわけでございますので、その場所は荒れていきます。で、景観がきれいな場所でごみ箱がたくさんあっても、ごみ箱がたくさんあっても捨てないというような地区も当然あるわけですね。で、今、渋谷区さんのほうで条例をつくられて、罰金を取るなんていうお話がありました。罰金を取られないと守れないようなモラルでは困るわけですよ。ですから、そうならないような方達に旅行に来ていただくとか、逆にきれいなところにごみを捨てる方はいませんので、まず一発目を捨てさせないということも重要だというふうに思います。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） その作戦を考えようというのが私の今回の質問の趣旨でございます。

今、渋谷区のお話ありましたよね。これ私、今回この話をもともと、そのごみ箱何とかならないかなって産業振興課のところに持って行って、そしたら渋谷区が何かやってるらしっ

という話になっていろいろ調べたんですけど、おっしゃるとおり渋谷区です。渋谷区はきれいなまち渋谷をみんなで作る条例を改正していった、どういうことをしたかという、ポイ捨てのごみの多くは飲料水とか食料品の容器包装類でありますから、繁華街などポイ捨ての多い地域において、コンビニやカフェなど、そのようなものを販売する店舗などにごみ箱の設置を義務づけるというところでございますね。このルールを、区を挙げて推進する。区がですね、普及活動をするということですね。そして、世界に誇れるきれいなまち渋谷を目指すというものでございます。今、これは事業者さんにごみ箱を設置してもらおうという方向で渋谷は条例を改正したという話でございますが、やはりですね、自分に置き換えて考えても、旅行に行って全てのごみを持ち帰るでありますとか、ましてや宿泊したときにそのごみも全部持ち帰るっていうのはね、やはり現実的ではないと私は考えます。で、渋谷は事業者さんへの設置義務化でございますよね。で、私は観光客を受け入れる地域の責任として、町が観光地の美化に取り出すべき、渋谷区は区で取り組んでいるということでございますが、そういうふうに私は考えて、今回のこの質問なのでございます。今、責任を持つ観光地になりたいんです。じゃあ住民をね、地域住民も豊かな心で、ここの観光地に責任を持って、観光客を迎え入れるというような格好いい姿勢を私は見せたいなと思っているところなんですけれど。今、渋谷の話出ました。町長、S m a G O って聞いたことがあります。スマートごみ箱の略でS m a G O っていうのがあるんですけど。これはもちろん分別です。分別でごみ箱を設置するんですけど、センサーがついていて自動的に中のごみを圧縮してくれるんです。なので、そんなに頻回に回収に行かなくてもよくって、そして通信機能もあるので回収時期になると知らせてくれるっていうものなんです。で、これは京都の嵯峨野の竹林の小路のところでありますとか、原宿などに設置されているものなんですけど、若干、単価高いですけど、これにするとまずその分別をしてくださいという、その教育というか、モラルですね、モラルを求めることができますし、そして何より捨ててもらえる、改修の回数が少なく済む。こんなアイデアもあるんですけど、そんなようなちょっと広げて、町長、考えてみるということとは考えませんか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 別に、私はごみ箱を設置することを否定しているわけではございませんけれども、それはどなたが管理をし、それを誰が設置するのかということですね。ごみ箱で、そこにあって分別をされる方は、多分、そこにごみ箱がなくてもちゃんとごみを捨ててくれると思います。問題は、ごみ箱があってもごみ箱に捨てない方がそこら辺に捨てていか

れるわけですよ。ですので、もし、近くにコンビニがあればそこに捨てていただければいいと思いますし、大体、購入されるところには、ごみ箱はあるというふうに思いますので、そういったところを自分で探してお捨ていただければよろしいかと。逆にこれ1つ始めますと、ここにも必要、ここにも必要、ここにも必要、多分そういうことになるかというふうに思います。中には、来られて、宿泊施設というか、何て言う、民泊みたいなどころから出られた方がやたらなところにごみを捨てていったという事例も町内であるやに聞いておりますが、仮に、じゃあこのごみはどうするのかという話にもなってまいります。で、町内のごみステーションも地区によっては箱をですね、自治会単位で購入をしていただいて設置をし、皆さん、まとめられている地区もあれば、各々の玄関先に出されている地区もあると。玄関先のごみは当然囲いがございませんので、荒らされるというような事例がありますので、そこはですね、住まれている方もそうですし、観光で来られた方もモラルをですね、しっかりと守っていただく以上に言うことはなかろうというふうに思います。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 今年度ね、町は堂ヶ島観光地エリアの景観計画をスタートさせるというふうに予算も入っているのですが、この堂ヶ島、この西伊豆のこの観光地として、推しのポイントっていうんですかね。魅力、どこをアピールしていくかって、そんなようなコンセプトっていうのはもう既にあるのでしょうか。町長は何を堂ヶ島、堂ヶ島というか、この西伊豆町の観光地としての魅力だと捉えてらっしゃいます。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。まだ委員会は始まっておりませんのでコンセプトは決まっておりますし、私のほうからこうだということは言いにくいだろうというふうに思います。ただ堂ヶ島の魅力は、やはり景観が魅力でございますので、多分、その景観を守るためにしっかりとごみを処理させろということを議員おっしゃりたいんだろうということは承知しております。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） はい。観光庁がね、推進している持続可能な観光地づくりっていうのがあります。観光を通じて地域の自然環境や伝統文化の保護保全を図りつつ、地域の経済や社会の発展につなげることで、地域と観光旅行者双方が観光を楽しみメリットがあるという考え方です。この中に、責任ある観光客、レスポンシブルトラベラーという概念があるんですけれど、その旅行先の地域のコミュニティや環境に与える影響に責任を持って、旅行先に

配慮する考え。そういう考えを持って旅行しよう。昨今は1番分かりやすいのは、オーバーツーリズムでありますとか、民有地に勝手に入っていくとかそんなようなことがあるのですが、責任ある観光客っていうものを醸成していこうという考えがあります。でもそういう観光客を育てていきたいっていうことになると、観光地のほうがそういう、責任ある観光地をちゃんとアピールしていく必要があると私は思うのです。意識改革を観光客に求めるような動きをするということです。すなわち、この観光地愛してもらおうという取組をこちらから積極的にしていく。ごみ箱ぐらい置いてもいいと思うのです。ごみをここにしっかり捨ててください、しっかり分別して行ってください、美しい西伊豆を壊さないでくださいというようなアピールは、私はいいんじゃないのかなというふうに思っておりますけれど。それで今回、この提案しております。この取組はやはり観光庁の中でも、ベストツーリズムビレッジとか、何か横文字多いですけど、グリーンディステーションとか、そんなような取組あります。観光地として責任あるしっかり整備、持続可能な格好いい観光地を目指していこうというような考えがございます。私、今回のこの堂ヶ島観光地エリアの景観計画のところでこの概念を入れていただいて、なにしろ美しい持続可能な観光地エリアにすべきだということからのごみ箱でございますけれど、このクリーンでスマートな西伊豆町、これを掲げていく。レスポンスブルツーリズム、こんなものを目指していくというような考えについては、町長、何かお考えございませんか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 責任ある旅行者の方が来ていただけるのであれば、責任を持ってごみを持ち帰り頂きたいというのが本音ではございますが、ではどこまで持って帰るのかということになるかというふうに思いますので、この辺については観光協会さんのほうにですね、各飲食店も含めた店舗で、ごみをお持ちの方がいらっしゃったらうちのほうで引受けますのでごみありませんかというような一言をですね、言えるような地元になればですね、それはそれで町が管理するわけでもなく、誰の目も見えていないところでごみが荒らされるということもございませんので、そういったご要望はしてみたいなというふうに思いますが、なかなか人の目がないところにごみ箱だけがあつてということは、ちょっと管理上、まずいのではないかとということもありますので、そこはですね、いろんな店舗を含めてご要望はしてみたいというふうには思います。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） おっしゃるとおり、事業者及びその住民をね、巻き込んでの取組、ク

リーンで格好いい観光地を私は目指す。これがすなわち、私はふるさとと言いたくなる夕陽のまち、私これに繋がっていくんだと思うんです。西伊豆の人は西伊豆町が大好きなんだねとかしみじみ良いところだね、また来たいね、心豊かな町をアピールしたいって、それがふるさとと言いたくなる夕陽のまちに私は繋がると考えています。それで提案、ごみ箱ぐらい置いていただきたい。そこにはただ置いてごみどうぞというのではなくて、やはり分別を推奨していき、持ち帰ってくださいというようなアピールもしながら、でも住民が心豊かにそこで暮らすというようなことを見せる。私はそれをするによって放置ごみが減っていくのではないかと、私は信じているところでございます。持続可能な観光地西伊豆町を目指すんですけど、そう今、住民を巻き込んでって言ったのが、1つ言い忘れていたのですが、堂ヶ島だけとか、浮島だけとか、黄金崎だけとかっていう、点でね、お客様にアピールしていくのではなくて、景観計画、別々に作っているんですけど、私は西伊豆町全体、面で楽しんで頂きたい、面でアピールしていきたいってすごく考えているところなんです。そうするとここに住民の関与っていうのは不可欠になっていく。住民が心豊かに自分たちの町に誇りを持って、そしてきれいな西伊豆町を維持していくというところなんです。こんな認識を、ぜひ私はこの景観計画のところに入れていって頂きたい。もう1回伺います。それは入れていただけないでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 景観計画に入れるか、入れないかというのは、ちょっと議論を私が先走って言うことはできませんので、その委員会のほうでご議論頂ければというふうに思いますけれども、西伊豆町の町民の方は地元を大変大切にいただいておりますので、今日も多分、朝から手の空いてる方はですね、昨日、一昨日の台風で出たごみについては、多分履き掃除などをしてくださっているのではなかろうかというふうに思います。ですので、その辺にたばこのポイ捨てとか、ごみがあったときにはですね、自分たちの町をきれいにするという観点から捨てていただけるものであるというふうに思っておりますし、実際やっただいてというのが現状でございますので、感謝を申し上げるところでございますので、そういった方たちが増えるというか、維持されるというか、ということですね、努力するほうが、ごみ箱を置くよりは良いのではなかろうかというふうに思います。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） この問題についてはもうおしまいにいたしますけど、でも堂ヶ島にはごみ箱ないんですよ。ないので、もう捨てるところが本当にないんですね、1箇所ぐらい、

私置いてもいいなって思っているところです。これぜひもう1回ご検討頂きたいということで、この質問についてはおしまいいたします。次に備蓄災害に備えて備蓄品のところがございますけれど、もうすぐね、県は南海トラフ地震第5次想定をね、公表するというふうに聞いておりますけど。第4次想定にしましても、レベル1、レベル2でいずれにしても数千人、当町では数千人が津波の犠牲になると記されておるところでございます。ハードではですね、津波避難困難区域の解消に向けて、津波避難タワーはあと1基というところまで来ました。今年度は避難路整備にも予算を取ってくださっています。確実に防災対策、西伊豆町津波防災地域づくりを進めていると私は考えております。捉えております。さて、助かった後、一命を取り留めた後、どう生きながらえ復興に向かっていくかということを今回考えました。その1つ、災害時に備えての備蓄について伺ったところでございます。もちろん、まず家庭でのね、備蓄が必要でございますけれど、災害対策基本法にもあります住民は食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄、その他の自らの災害に備えるための手段を講ずるというふうに書いてありますけれど。西伊豆町では大半の方がこれ持ち出せない。地震が起きたとき、南海トラフが動いたときには持ち出せない。なぜなら揺れてから短時間で津波が到達する可能性が高いからであります。社会福祉協議会をリーダーとして私たちは防災普及活動するのですが、もう取りあえず地震が来たら津波浸水想定区域内の方は老眼鏡とお薬手帳のコピーと携帯電話と、それとほんのちょっとキャッシュ、これ、ほんのちょっとでいいから。これだけ掴んで逃げてちょうだいというふうな活動を私たちしています。重いものなんか持ったら走れるものではありません。共助、公助を信じて私たちは逃げるということにしているわけです。道路啓開にどれだけの時間を要するか分かりませんし、海からの支援も予測ができないとなると、町による備蓄と自主防災組織さんによる備蓄が命の綱になってくるわけです。私は、壇上では町の備蓄のこと、それから自主防による備蓄のことですね。併せて分散備蓄というような表現をいたしましたけれど、町は各地区に8箇所、そして本庁などを入れて11箇所に分散されています。自主防さんも各地区、各自主防災の自治会の組織が分散して備蓄をしてくれているところがございますけれど、この備蓄品についてですね、現実には必要量の全ての確保は困難と先ほど町長おっしゃいましたけれど、実際にどのくらい備蓄するのがいいのかというふうな数とか、各自主防ではこのくらい備蓄しておいてくださいみたいな、そんなような定められたものっていうのは今現時点であるのでしょうか。そこを伺いたいです。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） はい。まず備蓄品の把握についてでございます。令和7年度時点の備蓄品の調査を行い、報告されたものを取りまとめたリストがございます。令和8年度ではそのリストを用いて、消耗品等の過不足を把握したいと考えておりましたが、現在の表では集計できる状況にないため、改めてデータを整理し直してデータベース化する作業を進めていくことを考えております。それから今、基準というお話がございましたけども、現時点ではどういう根拠を持って備蓄するっていう基準自体がないんですよね。そこは自治体が1番困っているところではありますので、今年度ですね、国のほうで基準を作成して市町村に示すというふうに聞いております。国の基準が示されましたら、改めて推計人数を算出して、最低3日分の備蓄がされているのかどうかということを確認したいと思います。各自主防災会さんの備蓄量を分析するとですね、例えば、3箱分の食料の期限が切れたから3箱買い換えますとかっていうのがあると思うんですけどもね。そのもとになった、どれぐらい備蓄するかっていうのが何サイクルかしてくると、例えば10年以上前の数字をそのまま使っていれば、当然、人口が減っていくから過剰備蓄になると思うんですよね。あるいは、例えばトイレの、何回分のトイレの消耗品を備蓄しているかっていうのも正確に把握していないところが結構多いようです。トイレは何基あるっていうのは分かってるけども、消耗品は幾つあるか分かっていないと。なので、その辺を比べてちゃんと必要数を確保できるようにですね、今年度していきたいというふうに思っております。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 今回調べてもよく分からなかったんですが、町が備蓄しているものもあり、それから自主防さんが、助成金が毎年町から出るのもそれをもとに購入して備蓄しているというものがあるんですけど、これ町の備蓄と自主防さんの備蓄とは、これを享受する、対象とする人っていうのは違うのでしょうか。それとも合わせて全部で町民3日分とか、そんなような考え方なのでしょうか。そこをちょっと教えてください。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） まず、町が備蓄しているところについては、平成30年に津波避難計画というものが作成されております。そこで指定避難所における避難の想定者数というものを根拠に備蓄をしているという状況でございます。各地区については、被災直後ですね、町、例えば、大津波が来たときには行政機能が一部機能しなくなるということも有り得ますので、自分たちで何とかしていただくっていう部分で最低3日分程度ですね。備蓄をしていただいているという状況でございます。なので、役場で備蓄しているものも、当

然、各地区にお配りするというのも有り得るでしょうし、そういう、使い方を必ず指定避難所における避難者にだけに供与するという部分ではないというふうに認識しております。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） はい。そうなんです。物を見るとね、町の備蓄は指定避難所に避難している人及び帰宅困難者、うちの場合は観光客の方も当然、その対象になってくると思うんですが。というふうに明記してあるところもあるのですが、当町の場合にはそういうことは言わずに、トータルで必要なところという、保管するという意味で町の備蓄は存在しているというふうに考えておいていいですか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） その辺りの考え方が非常に難しいところがございます、厳格に決めてしまうとなかなか難しい部分があると思いますので、やはり、有事の際に足らなくならないようにというふうな、現時点ではですね、ざっくりした考えで取得をしているという状況です。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 今回、何人かの区長さんたちに備蓄はどんな状況ですかというふうに伺い、もちろん全員の方には聞けませんでしたけれど、そんなことをやりましたら、すごくばらつきありますよね。今、課長おっしゃったように、いや、その対象となる避難者数とちょっと違うんじゃないですかねみたいなことも結構あったりするのです。そこでもう1つ、とても重要なのがローリングストックの概念ですかね。っていうか消費期限切れの買い替えのところです。いつか町でもありましたもんね。大量に消費期限切れのものが出てしまって、予算を取ったというようなことがあります。この管理すごく難しいですし、継続的に買い替えていくということはとても多く、大きな経費がかかるところでございますけれど、この辺の、やはり区長さんたちによってその取組方にばらつきがある。もちろん、その地域の特性ってあると思うんですよ。お水が必要じゃないところもあったりしたりするかもしれないので、あるとは思いますが、その辺の備蓄の仕方というのは、町が相談に乗って差し上げるとか、協力して差し上げるというような、そんなことはしているんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） すみません。その辺がですね、ちょっとなかなか難しい問題でございます、うちなんか子供が2人いるもんですから、何かとカップラーメンとかそういう系は常に入れて置いています。おなかが空いたって言ったら食べれるように。そうすると、仮

に1箱買うと12個ぐらい入ってるので、被災して毎食カップラーメンだとしても、4人だと3回、4回はそれで食べられるのかなというふうに思うわけですね。ただ、それを全ての家庭がやってるかというところとちょっとそれは分からないということも1つ。あと、津波浸水想定区域内にある場合は仮にそれをやったとしてもそれが使えるかも分からない。ですので、区においては、仮にそうなったとしても区の持ってる備蓄倉庫にはこれだけのものがあるので、2日、3日はとりあえずこれで耐え忍び、そのあと行政機能が復活したときには行政のほうからプッシュされてくるもので持ちこたえる。で、町としては国からプッシュされたものでまた持ちこたえるっていう、何段階かの構えが必要なんだろうというふうには思います。ですので区によってばらつきがあるのは、多分、浸水区域よりも外れたところは備蓄の量がもしかしたら少ないのかもしれませんが。そこは皆さん、考えておられる。なので仲田さんが言ったように水が必要な区と、ある意味、そこに既に水がある地区においては、水を置いておく必要ないという判断をされてる区もあろうかというふうに思いますので、一律区民掛ける何食ってという購入の仕方はしていないのではなかろうかと。これはあくまでも想像でございます。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） でもやっぱり、若干のアドバイスというか、ご相談に乗るっていうのはあったほうがいいって、ちょっと今回思ったところでございます。これは私の感想でございます。次に事業所の備蓄について伺いたいところでございます。宿泊施設でございますね。で、宿泊施設では予約していたお客様とその従業員の分ということで備蓄していると私は聞いておりますけれども、そういうふうになっているのでしょうか。そこをお伺いします。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） ホテル関係については、指定避難所になってるところしか調査をしてございませんけれども、数は把握しております。ただ、その数が何人分で何日分なのかっていうところはやっぱり曖昧なんですよね。なので、その辺も国の基準が示されたら、根拠を持った備蓄量を取得するようにお願いしていきたいなというふうに思っております。町の、または自主防災会さんの備蓄量のストックとあわせてそこは行っていきます。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） おっしゃるとおり、あそこは指定避難所になっているところも幾つかあって、私などは、行けたら行くんです。あそこは指定避難所になるんです。私の住んでるあたりはね。そうなるのですが、その指定避難所に避難した住民の分っていうのも考えてい

ただける。現時点で考えていただけてないんですよ。そういうところの指導というか、助言というようなことはしないんですか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） その協議はもちろんしております。ただホテル側の考えとしてはですね、当然、宿泊者をまず優先、その方たちがもし帰宅できないのであれば、その方たちの食料を用意しておくというのが大前提なんです。で、さらに受入に余裕があれば、西伊豆町民ですね、を受入れますよというような形になります。なので実際の収容人数以上のものをストックするっていう、仲田さんの今おっしゃることであればそういうことだと思うんですけども、そこを町として、ホテルの費用で全額ね、ストックすることは難しいと思いますので、助成するなりっていうことを考えたいなと思ってそういう協議をしたんですけども。現状、実際どれぐらいストックしたらいいのかっていうのがやっぱり曖昧になってるところなので、そこをまず明らかにしないと根拠となる数字ですよ。根拠を正しく、今年度、定めるという言い方あれですけど、示すようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 今年度はですね、協定を結んでいる宿泊施設さんに指定避難所修繕補助金というのが予算化されているんですけども、これ申請状況はどうなんでしょうか。これは避難者のための備蓄には使えないものなののでしょうか。そこ教えて。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） はい。指定避難所等修繕補助金のほうですけども、こちらについては新たに設けた制度になりますので、どのような修繕が必要なのかっていうのをまず相談に来てほしいということを指定避難所の方にはお願いしてありますけども、今現在は、相談というものはございません。これはあくまで、避難者が過ごす、あるいは避難者が避難する経路であったりとかですね、そういった施設関係の修繕、改修等に要する費用の助成というのを考えております。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） はい。分かりました。はい。次には保管場所のお話でございます。もとよりね、当町は、岬、岬、岬で各集落が隔てられていて、各々が孤立してしまう危険性があるわけですよ。先ほど申し上げたように道路はいつ啓開するか分からないということになると、分散して備蓄するというのが、私たちはやっているところでございますけれど、

区長さんに伺いますとね、保管場所の確保がね、とても難しいということを幾度もおっしゃいます。備蓄倉庫の整備というのは、町がやることになっているのだと私は捉えておりますが、それは地域防災計画に記載されているところでございます。それなのに、町が整備してくれるのに保管場所がないっていうのは、どうしてそういうことになるのかちょっと私は理解ができないのですが、保管場所がないということに対する解決策というのは何か考えていないのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） はい。議員おっしゃるとおり、保管場所の確保というのは、以前からも課題になっておりまして、やらなければいけないことだと思っております。必要であれば新しい倉庫を建てるということも必要だと思います。またですね、現在保管場所となっているところ以外ですね、例えば救護所となっている建物とかに分散しておくということも考えられます。それをやりたいわけですが、その前段階としてですね、必要数量を把握するということがまずもって必要ですので、今その検証をしているという状況にございます。数字が見えてきましたら具体的な計画を立てていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 今のお話ですと、その数量に基づいて足りないなということであれば保管場所を町が考えて、何とかしてくれるというふうに期待を持って良いのですか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） はい。必要に応じて、必要であれば建てるということを考えています。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） とてもうれしいお答え頂きました。私は今回提案したいことがたくさんあるのです。で、3つあるんです。1つ1つお伺いしたいところなのでございますが、必要量全ての備蓄は困難であると冒頭のお話でございました。で、備蓄品重要品目っていうのがあるじゃないですか。8品目。それは人によっては必要なもの、人によっては不必要なものやそれよりほかに必要なものがあるということが考えられます。私はここで預かり備蓄という概念を提案したいところでございます。これ四国の南海トラフの真ん前の方たちのところはやってらっしゃる市町があると伺いましたけれど、備蓄倉庫に各家庭が用意した非常持ち出し品セットを預かるという提案です。形はリュックサックでもいいですし、コンテナで

もいいんですけど、名札をつけて、その家庭に必要なものをそこに入れて保管すると。備蓄倉庫に保管してもらおうと。更新したいと思えば区長さんに言って開けてもらえば中身の更新は自由にできると。こういう預かり備蓄の概念です。以前、この概念につきましては、災害ボランティアでのワークか何かで雑談レベルで話してあった記憶もございますが、これは、私は検討の価値あると思うのです。で、ローリングストックもその、もちろん、その範囲内でございますが、その家庭で責任持ってスクラップアンドビルドしていくということもできると思うのですが、この考えは検討していただけないでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） はい。その方が必要なものはその方がストックするという考えは、非常に有効的であると思います。例えばですけど、乳児がいる家庭について身一つで逃げたときには、ミルクがない、おむつがないといったことになるわけですね。あるいは、大人用のおむつとかも、あるいは女性であれば生理用品とかですね、そういったものも必要になってくるでしょう。それを地区のほうでそういう方がいるから備蓄するっていうのは、なかなか特定の個人のものなので難しいんじゃないかと思うんですね。そういったものを例えば、子どものいる、お子さんがいる家庭でしたら、その分を預けておくっていうことは大事じゃないかなと思います。今現在、そういうことをしている地区っていうのは、実はないんですね。なので、そこは今後やってほしいということをお願いしていきたいなというふうに思います。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） はい。それはもう保管場所ありきの話になってきますので、先ほどのところにも話が戻ってしまいますけれども、ぜひ町でこれをやりましょうというふうにしていただければ、安心材料1つ増えるのではないかなと思います。検討していただけるということなので、少しありがたいところでございます。2点目の提案でございます。消費期限切れの買い替え、これはとても手間とお金がかかること。ローリングストック問題ですね。それからもう1つ、保管場所不足解消の提案でございます。分散備蓄の提案でもあるというふうには捉えられますが、業者さんと災害協定を結んで、物資の調達を行うように協定を結んでおくのと平時からそれを蓄えておかなくていいじゃないですか。保管場所必要じゃないということになっていくんですけど、このような災害協定をもう少し業者さんと結ぶということは余り検討なされませんか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） 市町村単位でそういうものは結ばないで、県あるいは国のほうでですね、もう既に結ばれたものがあります。食料を提供するメーカー、それから物流の会社等とですね、協定を結んでおりますので、先ほど町長が答弁いたしましたけども、市町村から支援要請がなくても必要と思われるものは、もう国のほうで調達をしてですね、例えば、当町であれば、道路が寸断されていれば、もうヘリ等でそういった消耗品の物資を提供してもらえというような体制は既にできております。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） ありがとうございます。最後の提案でございます。やはりローリングストックと保管場所不足解消の提案でございます。町内での支援ネットワークづくりというものを提案したいというところでございます。同じ災害で被害を受けない町内の家庭にご協力を仰いでネットワークをつくる。そこで、町が用意した、例えばレトルト食品でありますとか飲料水とか、お米とかを備蓄していただく。で、消費期限があるのでローリングストックとして使っていただく。お米や缶詰などは日常的に消費して更新しておいていただく。発災したらそれを非常用食料品として出していただくというようなものです。イメージとしては、ご協力頂く家庭には多めにストックを持っていたいただくというところでございますが、実際にこの概念は、民間企業では広域にわたる事業所が支援ネットワークをつくってやってる例もございますし、また自治体間で協定を結んでいるところもあるようです。概念としては、BCPの概念に近いんだと私は思います。同じ災害で被害を受けないところとネットワークをつくっておいて、融通し合うというところでございます。ローリングストックは、町や自主防が持続的にやろうと思うと継続的な経費がかかると先ほどからずっと話しているところでございますが、家庭で消費して更新してもらえば、その買換費用は不要となってきます。保管場所もそのご家庭のご協力によって少し解決することになります。これについての検討はいかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） 主に津波浸水想定区域外にお住まいの方、世帯にですね、預かっていただいき備蓄にご協力頂くということであろうと思います。それをいざとなったときに供出していただけるのであれば大変すばらしいことだなというふうに思います。概念としてはすばらしいんですけども、それを実施の段階まで落とし込むということは非常に容易ではないのではないかと思います。そういった地域にお住まいで、それなりの物流を確保できる人数がいる世帯、それから町が要求する数を確実に用意してもらえるのかと言った問題も

あると思います。またそれがボランティアでやっていただけるということなら大変すばらしいんですけど、もし有償という場合には、平等性を保つということも考慮しなければなりません。そういったことをいろいろ考えていくとですね、問題は多いのかなというふうに思います。しかし、議員がおっしゃるように大量に配布しなくていいよとか、そういったメリットが非常に大きいものですので、先行事例等があれば調べてですね、研究していきたいなというふうに思います。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） はい。ですから最初のお米の10キロは町がお届けして、これローリングストックしてって、発災時には今お宅で持っている10キロのお米出してくださいって、そんなようなイメージ、すごく私は単純なのでいけそうな気がするんですけど、細かいルール決めが必要だと思います。少し検討していければなと。住民も巻き込みながらの検討をしていきたいな、できればいいなと考えております。この私の提案は地域で備えるっていうふうな考え方なんです。まずはね、もちろん、今は課題となっております安全な防災拠点を町ではやっぱりしっかり確保してくださいと。それを確保していただいた上での地域で備えるうちに、私はしたい。地域で備えるという考え方、自助、共助、公助で言いますと、共助の考えをもっと膨らませるっていうことですね。西伊豆町は山から近いですし、山から海が近いですし、平野部がほとんどありません。山間部も孤立の危険がある。自分の住んでいるところを正しく知って、どんな災害が起こりうるのか、何を備えるべきなのか。自らが考えて備えるという住民になってもらいたいところなのです、私は。主体性を持って自らの命を守り、自分たちの住むこの町を守る住民になりたい。そのためには、並行して防災教育が必要だと私は考えております。住民が正しく恐れて、正しく備えるという、これが自然にできる町民を育てる。町がやってくれないでありますとか、自主防がやっていないとか、備蓄の依存からの脱却をして頼らない住民に育てたいと考えてのこの地域で備える提案でございます。今日はですね、今、自主防さんが持っている備蓄品など把握に努めているところだと伺いました。で、私のこの提案も含めてですね、発災しても効率化しても生き延びられる備蓄の確保、工夫を進めていきたいし頂きたいと考えております。これについて、町が取り組んで頂けるというお返事いただけないでしょうか。最後の質問でございます。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。町のほうでですね、全て完璧に整えるということは、とても難しいということは感じておりますので、先ほど議員が提案をされた地区の方に備蓄をしても

らって、ローリングをしてはき出してもらうということについては、先ほど課長のほうもちょっと前向きに聞こえたのか分かりませんが、検討してくれるというふうに思いますし、ボランティアの団体さんもありますし、ちょっと女性会さんはなくなってしまったので主婦の方のご意見を聞く場っていうのはなかなか難しいんですけども。家庭で本当にどの程度であれば、そういったことができるのかということですね、お伺いをさせていただいて、可能なことであれば、前向きに検討する必要があるのかなというふうに感じましたので、今後、検討した結果などについてはお知らせができればというふうには思います。

○議長（高橋敬治君） 仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） ありがとうございます。備蓄品があるというのは本当に安心材料で、手ぶらで逃げることができる、命を長らえることができるという大きなファクターになりますので、ぜひこれもしっかり進めていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（高橋敬治君） 9番、仲田慶枝君の一般質問が終わりました。
暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時43分

◇ 5番 河内ひとみ君

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告7番、河内ひとみ君。

5番、河内ひとみ君。

〔5番 河内ひとみ君登壇〕

○5番（河内ひとみ君） おはようございます。5番議員の河内ひとみでございます。ただいま、議長よりお許しが出たので質問を始めます。

私の質問は大きく、第10期介護保険事業への対応についてと、外国人の受け入れ体制についての2点でございます。始める前に訂正があります。補足説明の上から5行目の全国という文言なんですけれども、これを県内ということに修正させていただきたいと思います。では始めます。1、第10期介護保険事業への対応について。2027年度から始まる第10期介護

保険事業計画は、国がはじめて自治体を「中山間・人口減少地域」などに類型化し、人口減少地域に対して特別な支援を行う方針を明確にした重要な計画期間でございます。西伊豆町は2026年4月1日現在の人口6,350人、2025年4月1日現在の高齢化率が53.1%、単身高齢者世帯が32.1%と、県内でも最も厳しい人口減少地域の一つであり、介護サービスの維持、人材確保、住民負担の増加への対応が喫緊の課題となっています。国の制度改正（2割負担の対象拡大等）や地域分析指標（11項目）の導入を踏まえ、町としての具体的な方針と対策を伺います。

（１）人口減少地域としてのサービス維持戦略について。①国の類型化において、西伊豆町は「中山間・人口減少地域」に該当すると認識しているかどうか。②訪問介護・通所介護・訪問看護など基幹サービスの撤退リスクが高まる中、町としてどのサービスを最優先で維持し、どのような支援策を講じるのか。③特に訪問系サービスの担い手不足に対し、移動支援や町独自の補助制度など、具体的な支援策を検討しているか。

（２）地域分析指標（11項目）を活用とした将来推計と地域偏在への対応について。①国が示す地域分析指標（11項目）を用いた分析において、町が最重要課題と認識している点は何か。②500メートルメッシュ人口データや2050年までの将来推計を踏まえ、サービス提供の地理的偏在にどのように対応するか。

（３）住民負担（2割負担拡大）の影響と町の対応について。①2027年度から予定される2割負担の対象拡大について、町として対象者数をどの程度と見込んでいるか。②負担増によるサービス利用控えや、介護離職を防ぐため、町としてどのような相談支援や周知を行うのか。③独居高齢者や低所得者への影響に対し、町独自の軽減策や支援策を検討しているか。

（４）医療介護連携の強化について。①退院支援から在宅復帰、急変対応までの一体的な連携強化に向け、町としてどのような取り組みを進めるか。②夜間・休日の急変対応について、広域連携やICT活用をどのように進めるのか。

（５）介護人材確保とDX推進について。①介護ロボット・ICT導入の町内事業所の現状をどのように把握しているか。②導入が進まない理由に対し、町としてどのような支援策（研修・補助等）を検討しているか。③2027年度からのケアマネ研修体系の変更に伴い、町として研修参加支援や負担軽減策を検討しているか。

（６）介護事業所へのアンケート調査内容及び結果について。①事業所のアンケート目的について。②介護労働者の推移予測についてどのように把握したのか。③介護事業所の経営状況について把握できたのか。④調査結果をどのように検討し計画に盛り込むのか。

次に、2点目の外国人の受入れ体制について質問します。本町に在住する外国籍児童の増加に伴い、日本語指導の体制整備が急務となっています。現在、初期指導の実施方法、学習言語の習得支援、指導担当者の配置、指導時間の確保、教育委員会としての統一的な基準や評価方法が明確でない状況が見られる。児童が学校生活や学習に円滑に適用できるよう、町としての日本語指導体制の現状と課題を確認し、今後の整備方針について伺います。

(1) 外国人との共生社会の必要性について。①外国人住民の増加を踏まえ、町として外国人との共生社会をどのように位置づけているのか。②人口減少・観光産業・介護人材不足など、本町の課題と外国人住民の役割をどのように捉えているのか。③多文化共生に関する町の基本方針、または計画策定の考えはあるか。

(2) 外国人児童の日本語指導体制について。①現在、西伊豆町の小中学校に在籍する外国人児童生徒数と、日本語指導が必要と判断されている児童生徒数は何名か。②日本語指導の必要を判断する基準をどのように定めているのか。③特別の教育課程の編成、取り出し事業の実施状況、週当たりの指導時間、担当教員・支援員の配置状況を町として把握しているか。④A L T（外国語指導助手）・C I R（国際交流員）の役割分担と、日本語指導への関与をどのように整理しているか。

(3) 放課後日本語教室の検討状況について。①放課後日本語教室の導入について、町としてどのように検討してきたのか。②検討の経緯、現状、課題を「人材・場所・予算」の観点から説明されたい。③C I R、地域ボランティア、退職教員等との連携による可能性について、町の見解を伺う。

(4) 看護・介護分野における特定技能・技能実習生の受入れについて。①現在、町内の介護施設等で働く特定技能・技能実習生は何名か。国籍・職種・配置先・定着状況を把握しているか。②外国人介護人材の受入れにあたり、町として日本語学習支援・生活支援・相談体制をどのように整えているか。③受入れ施設からの負担軽減の要望や課題をどのように把握し、行政としてどのように支援しているか。④今後、特定技能外国人の受入れをどの程度見込み、町として受入れ方針を策定する考えはあるか。

(5) 国の補助金活用と体制整備について。①日本語指導支援員・母国語の支援員の配置補助、外国人材受入れ支援に関する国の制度をどの程度活用しているか。②今後、専門性のある支援員を非常勤で配置する考えはあるか。③外国人児童支援と外国人介護人材支援を一体的に進めるための体制整備について、町の方針を伺う。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（高橋敬治君） 町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは河内議員の一般質問にお答えをさせていただきます。まず大きな1点目の第10期介護保険事業への対応についての（1）人口減少地域としてのサービス維持戦略についての①国の類型化において、西伊豆町は「中山間・人口減少地域」に該当すると認識しているのかというご質問ですが、そのように認識をしております。次に②の訪問介護・通所介護・訪問看護など基幹サービスの撤退リスクが高まる中、町としてどのサービスを最優先で維持し、どのような支援策を講じるのかというご質問ですが、町といたしましては、現時点で特定のサービスを最優先に維持するという方針は設けておりません。また、町独自の特別な支援策を講じる考えも現在のところございません。これは、各サービス事業者がそれぞれの経営環境や需要の変化に対応しながら運営していることを踏まえ、町としては公平かつ中立的な立場を維持するための判断でございます。次に③の特に訪問系サービスの担い手不足に対し、移動支援や町独自の補助制度など、具体的な支援策を検討しているのかというご質問ですが、こちらにつきましては訪問系サービスの担い手不足に対する町独自の支援策について、来年度に介護保険制度の改正が予定されており、この改正には訪問系サービスも含まれていることから、現在のところ、町独自の補助制度や移動支援の新設は考えておりません。

次に（2）の地域分析指標（11項目）を活用した将来推計と地域偏在への対応についての①国が示す地域分析指標（11項目）を用いた分析において、町が最重要課題と認識している点は何かというご質問です。こちらについては、地域分析指標について、町ではこれらの指標に順位づけを行っておりません。次期介護保険計画の策定に当たっては、全ての指標を重要と認識し、総合的に分析、検討してまいります。次に②の500メートルメッシュ人口データや2050年までの将来推計を踏まえ、サービス提供の地理的偏在にどのように対応するのかというご質問ですが、町では人口データや将来推計を活用し、これから順次、介護保険計画の地理的偏りへの対応を検討していきます。国では、中山間地域や人口減少地域に向けた特例介護サービスを検討していますので、町といたしましても県と協議をし、助言を頂きながら適切に対応してまいります。

次に（3）のサービス利用住民負担（2割負担拡大）の影響と町の対応についての①2027年度から予定されている2割負担の対象拡大について、町として対象者数をどの程度見込んでいるのかというご質問ですが、令和9年度から予定されている2割負担の対象拡大につき

ましては、現時点で国から詳細が示されていないため、町において対象者数を正確に見込むことができない状況にあります。次に、②の負担増によるサービス利用控えや介護離職を防ぐため、町としてどのような相談支援や周知を行うのかというご質問ですが、負担が増えるということに関しては確かにそうかもしれませんが、今まで軽減されている点を踏まえれば、現役世代などに比べ、負担は軽減されているということもまた事実としてあります。国も負担を増やしたくて制度を変えているのではなく、このままの状態では現役世代への負担が大きくなり、全体として共倒れにならないように制度の見直しをされておられると思います。仮にこういった取組をしなければ、世代間の負担バランスが悪化し、支える側が疲弊することも推測されます。年配者の負担を抑えたいという質問者の意図は理解しますが、では現役世代に負担を押しつけて、現役世代は潰れても関係ないといって割り切ることはできないのではないのでしょうか。これだけ人口バランスが崩れた状態では、みんなで負担し合わなければならないと思います。次に、サービスの利用控えや介護離職についてですが、2割負担となる方の正確な人数が現時点で明確でないため、どの程度の影響が出るかはまだ見通せない状況にあります。町では、既存の相談窓口を通じて、利用者やご家族が気軽に介護に関する相談ができるよう努めております。また介護と仕事の両立に関する情報提供や支援の周知にも、引き続き取り組んでおります。今後もこれらの取組を一層強化し、サービスの利用控えや介護離職ができるだけ発生しないよう努めてまいります。次に③の独居高齢者や低所得者への影響に対し、町独自の軽減策や支援策を検討しているのかというご質問です。独居高齢者や低所得者への影響につきましても、現時点で改正内容の詳細が明らかでないため、どの程度の影響があるかを予測できません。今後の状況を注視し、必要に応じて対応してまいります。

次に（４）の医療介護連携の強化についての①退院支援から在宅復帰、急変対応までの一体的な連携強化に向け、町としてどのような取組を進めるのかというご質問です。町では、賀茂地区在宅医療介護連携推進事業の一環として、年２回の松崎、西伊豆地区ブロック会議や、研修会を開催し、医療と介護の連携に取り組んでまいりました。今後も引き続き、これらの取組を継続し、関係機関との連携強化に努めてまいります。次に②の夜間休日の急変対応について、広域連携やＩＣＴ活用をどのように進めるのかというご質問です。夜間・休日の急変対応につきましては、これまでの体制を引き続き継続してまいります。現時点で新たな対応を具体的に検討しているわけではございませんが、今後も関係機関と連携し、状況に応じて適切に対応してまいります。

次に（５）の介護人材確保とDX推進についての①介護ロボット・ICT導入の町内事業所の現状をどのように把握しているのかというご質問です。現在のところ、町内では４事業所で導入されていると伺っております。次に②の導入が進まない理由に対し、町としてどのような支援策を検討しているのかというご質問ですが、介護ロボットの導入状況について町内の事業所にアンケート調査を行ったところ、介護ロボットはまだ初期段階にあり、初期費用や維持費、業務負担軽減効率などの費用対効果が不明確であるため、導入に至っていないとの回答がありました。また現状の運営体制で十分と考える事業所もありました。次に、研修の開催についてですが、介護ロボットは多種多様な機器が存在し、各メーカーにより特性が異なるため、一律の研修を実施するのは難しいと考えております。したがって、事業所の皆様には各メーカーに直接お問合せを頂き、詳しい説明を受けていただくことが重要であると考えております。また補助につきましては、県において補助金制度が設けられていることから、町独自の補助は、現時点では考えておりません。次に③の2027年度からのケアマネ研修体系の変更に伴い、町として研修参加支援や負担軽減策を検討しているのかというご質問です。ケアマネジャー資格の更新につきましては、定期的な研修受講が義務となり、受講を要件とした更新制度については廃止が検討されているところでございます。これはケアマネジャーの負担軽減と人材確保を目的とした改正でございます。そのため、町としては、研修参加支援や負担軽減策を新たに検討する考えは現時点ではございません。

次に（６）の介護事業所のアンケート調査内容及び結果についての①事業所アンケートの目的についてというご質問です。介護予防、日常生活圏域ニーズ調査にあわせて実施した介護保険サービス事業所意向調査についてでございますが、町内のサービス提供体制の実態を把握することを主な目的としております。次に②の介護労働者の推移予測についてどのように把握をしたのかというご質問ですが、介護労働者の推移予測については、現在のところ、町として具体的な推移の予測や詳細な把握は行っておりません。労働力確保は重要な課題であると認識しておりますが、現時点では、国や県の資料等を参考にしつつ、状況を注視するにとどめております。次に③の介護事業所の経営状況について把握できたのかというご質問です。今回のアンケート調査は、経営状況の把握を目的としておりません。あくまで事業所の概略や意向をお伺いする内容となっております。次に④の調査結果をどのように検討し計画に盛り込むのかというご質問です。調査結果につきましては、介護サービスの実態や利用者のニーズを的確に把握するための基礎資料として活用いたします。これを踏まえ、今後の計画策定に取り組んでまいります。

次に、大きな２点目の外国人受入れ体制についての（１）外国人と共生社会の必要性についての①外国人住民の増加を踏まえ、町として外国人との共生社会をどのように位置づけているのかというご質問です。当町といたしましても、外国人住民が増えており、今後も地域の一員として、国籍に関わらず安心して暮らせる、共に支え合う地域を目指していきたいと考えております。②の人口減少・観光産業・介護人材不足など、本町の課題と外国人住民の割合をどのように捉えているのかというご質問です。本町の課題といたしましては、受入れ側として言語や生活面のサポートなど、対応力を併せて学んでいく必要があると考えております。また外国人住民の皆様には、働く力としてだけでなく、地域に定着してもらうことで地域の活力やサービスの維持にもつながる役割があると考えております。次に③の多文化共生に関する町の基本方針、または計画策定の考えはあるのかというご質問です。多文化共生に関する町の基本方針、計画はございません。現時点では、関係部署が連携して取組を進めているところでございますが、今後は施策を整理し、効果検証も含めて、基本方針や計画策定を検討してまいります。

次に（２）の外国人児童の日本語指導体制についての①現在、西伊豆町の小中学校に在籍する外国人児童生徒数と、日本語指導が必要と判断されている児童生徒数は何名かというご質問です。今現在、西伊豆町で在籍している外国人児童生徒数は１名で、この児童は日本語指導が必要とされている児童と認識をしております。次に②の日本語指導の必要性を判断する基準をどのように定めているのかというご質問です。文部科学省から示されている日本語指導の対象となる児童生徒が基準となります。次に③の特別の教育課程の編成、取り出し教育の実施状況、週当たりの指導時間、担当教員・支援員の配置状況を町として把握しているのかというご質問です。外国人児童生徒への日本語指導体制については、文部科学省より明確な制度の基準があることは把握しております。次に④のＡＬＴ・ＣＩＲの役割分担と日本語指導への関与をどのように整理しているのかというご質問です。現状では３人のＡＬＴがおりますが、外国語指導助手であり、外国語を教えるにあたり日本人教員のサポートの位置づけとなっております。業務として、日本語指導は含まれておりません。またＣＩＲは現在雇用しておりませんが、国際交流員として翻訳、通訳業務や国際交流事業などの業務に携わることと認識しております。

次に（３）の放課後日本語教室の検討状況についての①放課後日本語教室の導入について、町としてどのように検討してきたのかというご質問です。放課後の日本語教室は、状況に応じて今後検討したいと考えております。次に②の検討の経緯、現状、課題を、人材・場所・

予算の観点から説明されたいというご質問ですが、放課後日本語教室の検討前の状況でありますので、ご説明ができません。次に③のC I R、地域ボランティア、退職教員との連携による実施可能性について、町の見解を伺うというご質問です。学識経験者などの活用は有効であると思われます。

次に、(4)の看護・介護分野における特定技能・技能実習生の受入れについての①現在、町内の介護施設等で働く特定技能・技能実習生は何名か。国籍・職種・配置先・定着状況を把握しているのかというご質問です。外国人介護人材は、アジア圏域出身の方々が町内の介護施設で現在7名勤務をされております。国籍別人数や配置先などの詳細につきましては、人数が限られていることから特定の個人の識別につながる恐れがあるため、答弁を差し控させていただきます。次に②の外国人介護人材の受入れにあたり、町として日本語学習支援・生活支援・相談体制をどのように整えているのかというご質問です。外国人介護人材として技能実習制度や特定技能制度を活用して来日される方は、日本語能力試験N4相当の日本語能力を有しているため、町として特別な日本語学習支援は必要ないと考えております。また生活支援や相談体制につきましては、現時点で町が主体的に整備する考えはございません。次に③の受入れ施設からの負担軽減の要望や課題をどのように把握し、行政としてどのように支援しているのかというご質問です。現時点で町への具体的な要望や課題の申出はなく、特別な支援は行っておりません。外国人介護人材の受入れは、介護保険施設のみならず、医療機関や宿泊施設でも行われているため、町として介護保険施設に限定した支援を行う考えはありません。次に④の今後、特定技能外国人の受入れをどの程度見込み、町として受入れ方針を策定する考えはあるのかというご質問ですが、特定技能外国人の受入れ人数については、現時点で町として具体的な見込みや受入れ方針はございません。

次に(5)の国の補助金活用と体制整備についての①日本語指導支援員、母語支援員の配置補助、外国人材受入れ支援に関する国の制度をどの程度活用しているのかというご質問ですが、現状では活用しておりません。必要に応じ検討させていただきます。次に②の今後、専門性のある支援員を非常勤で配置する考えはあるのかというご質問です。こちらにつきましても個々の状況に応じて考えてまいります。次に③の外国人児童支援と外国人介護人材支援を一体的に進めるための体制整備について、町の方針を伺うというご質問です。こちらにつきましては、今後必要に応じて対応してまいります。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（高橋敬治君） 河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） それでは、再質問をさせていただきます。第10期の介護保険事業に関してですが、まだ国が最終的に出していないということで、答えられないという内容がほとんどだったと思います。県内トップの高齢化率、後期高齢者の増加、令和6年度のデータでは要支援、要介護者の認定者が582人と深刻な状況の中で、訪問介護事業所が残り2箇所になっているわけです。国も2027年の改正で人口減少地域を特定地域サービスとして新設し、人員配置の基準や報酬など、新たな仕組みをつくるわけです。現在は全国一律の介護報酬ですが、居宅や施設での指定基準が自治体によって緩和させることができるようになったときに、何が起こるのかを危惧しているので、私は質問させていただきました。

まず、質問なんですけれど、訪問介護、通所介護、訪問看護など最優先で何を考えているかということでは、答弁としては公平かつ中立の立場からそのようなことは考えないということでした。介護保険の認定者が地域で暮らし続けるための基本は、生活を支える訪問介護だと私は思っております。もし、特定地域居宅サービス等の事業になると、人員配置の基準は恐らくなくなると思います。事業主にとって都合のいい制度に変わりますが、ヘルパーの2.5人の最低基準が満たされずヘルパーの人数が減った場合、残ったヘルパーの負担が増えて通常の訪問回数よりもさらに増えることになり、ついに過労になりバーンアウトして、辞めて退職するとか、あるいは転職するとか、そういったことになる可能性が十分あるかと思います。悪循環の繰り返しになるんじゃないかということで危惧しております。地域の要支援、要介護者へのサービスがそうなった場合、提供できなくなるという考え事態につながると思いますが、その辺りについての見解はどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今、河内議員がおっしゃったようなことになった場合は、働く方も不幸ですし、サービスを受ける方も不幸ですし、事業所も不幸になるだろうというふうに思いますので、それはもう各々の事業所さんですね、過度に職員に負担がかからないようにするとか、サービスを受けられている方の幸せというのは十分に考えて、行われるものというふうに承知をしておりますので、町のほうからとやかくこれを最優先にしろなどということをする立場にはないんだろうというふうには思います。

○議長（高橋敬治君） 河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 町としての責任が、とやかく言うことはないということで、責任はないということでよろしいですか。そういう考え方でよろしいですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 町の責任がないと言ってるわけではなくて、今、河内議員がおっしゃったように、私はこう思うと、こうしないとかうならないという結論づけて多分質問されると思うんですけども、ほかの事業所さんがもし違う方法をやっているときにうちのほうがそれをやるなということは当然言えないわけですね。そこには事業所さんの思惑であったりとか、いろいろなお考えがあってやられていることでしょうから。ですので、町のほうとして、これを最優先にしないでというような指導をするような立場にはないということを申し上げてるわけでごさいます、町がそういうものに責任を持っていないというふうにとられるのはちょっとおかしいんではなかろうかというふうに思います。

○議長（高橋敬治君） 河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 人員基準が緩和されて特定地域サービスが恐らく始まると思うんですけども、これによって介護報酬が下げられて、事業所の収入減ということにつながっていきます。24年の改定で既に基本報酬が訪問介護の基本報酬が下げられて、全国の小さな事業所が休廃業に追い込まれております。報酬を切下げた分の補填を西伊豆町はやっていませんけれど、27年度の改定によって特定地域サービスになると、恐らく定額払いになる可能性が高くなるかなと思っております。さらなる事業経営の悪化を招き、撤退してしまう、あるいは人員削減する方向で居宅サービス系は動き出すのではないかと思います。新潟県の村上市では、2024年の介護報酬の切下げの補填をして、市内の16箇所の訪問介護事業所が今もなお継続されています。西伊豆町の残った訪問介護の2事業所のうち、社協が訪問介護をやっているんですけども、2年連続、事業収支は赤字が続き、今度の27年度改正の状況を見てどうするか。今後、検討するというお話を伺っております。国は中山間地域の訪問介護について、撤退リスクがない、ごめんなさい、撤退リスクが高い地域は自治体が積極的に支援すべきということを明確に示しております。休廃止や人員削減せずに済むよう減額された訪問介護の報酬の差額補填を含め、令和8年度中に検討するというお考えはないでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） このことについてもですね、まだ国のほうの方針が決まっていないことは河内議員も承知をされております。だから恐らくという前置きを言われているんだと思いますけども、恐らくという不確かなものに基づいた質問にはこちらとしてはお答えすることができません。

○議長（高橋敬治君） 河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 国が決定する前に言っておかないと、その国がこれで決まりました

と、それから西伊豆町が策定するということになる、私は遅いと感じたので、今回、質問早々だとは思いましたが、決定される前に質問して、こういうことは西伊豆町として体制を整えるとか、人材確保をどうするとか、そのために私は今回質問しております。何もしないということであれば、いずれ訪問介護事業所がなくなり、要支援、要介護者の生活が維持できなくなるとは思います、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。議員は、今回の来年度の改正で訪問介護事業所がなくなるのではという危惧のもとご質問されておると思うんですが、今回の改正では、これまで当町も国県に要望してきましたとおり、そういった事業所がなくならないような体制の改正がなされるものと理解してございます。今現在も地域加算、当町では地域加算を介護事業所には支払ってございます。今回の改正では、新たな地域加算地域の協議も県と、来週ですが当町の要望をヒアリングしていただけるというような状況になってございますので、あたかも事業所が苦しくなってしまうような改正が行われるということをおっしゃるのはいかななものかなと思います。

○議長（高橋敬治君） 河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 承知しました。私のほうでも、全国の地方議員と一緒に厚労省と、財務省のほうとの7月に予定しておりますので、要望は伝えていきたいと思います。次に。

○議長（高橋敬治君） 質問の途中ですが暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 質問を続けさせていただきます。サービスの2割負担拡大、まだ決定されていないんですけれども、国のほうでは4案ほどもう既に出されていて、現行は今に所得基準が280万円以上の方が2割負担。またさらにその上の方が3割負担という割合なんですけれども、今度の27年度の介護保険改正では230万、240万、250万、260万というように、もうこの4案が出ているんですね。決定され、法案が国会で通らなければ、これはま

たその次の3年後にまた出てくると思うんですけども。それでもやはり、ある程度の予測は西伊豆町として出しておくべきかなと思います。間違ってるかもしれませんが、西伊豆町の所得構造は年金中心の方が多くて高所得者は少ないと。そういうことを考えますと2割負担拡大の増加人数は、65歳以上の人数から割り出すとおおむね60人から110人程度となるのではないかと私なりに計算してみました。2割負担が決定されたときに、町として、利用者及び家族やケアマネ等からの相談体制も整える必要が出てきます。恐らく現行の状況であれば、地域包括の相談業務が増えていくことと考えられますが、対応策を町として出しておかなければ、地域包括の相談員も困ることになります。介護サービスの利用料金が2倍になれば、サービスの利用控え、介護離職の加速化、介護放棄、最悪は、入所者については退所するという事態も考えられます。この影響を受ける対象者に対して、相談体制や介護サービス費の貸出し等、何らかの対策を検討していくことが、住民の安心につながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。議員おっしゃるとおり2割負担の増額につきましては、230万、年金収入が230万円から260万円に引き下げる案で検討がなされているということは、町としても承知してございます。ただ、それに加えて、急激な負担増に対する配慮措置案を合わせて国では検討されてございます。1つ目は、新たに2割負担となる方に対して、増額分を当分の間、月額7,000円まで抑える案。もう1つといたしまして、金融資産の考慮といたしまして、所得が多くてもですね、預貯金などの資産が少ない人には、申請により1割負担に戻せるようにする案などもあわせて検討されてございます。したがって、急激に退所になったりとか、サービスが利用できなくなる方が一概に増えるものではないと認識しております。そうは言っても、一定数の方は2割負担になると思いますので、そこにつきましては包括支援センターを窓口、相談業務に当たっていただくということになるかと思えます。

○議長（高橋敬治君） 河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 軽減措置が、経過措置があるということで安心しました。一応、預貯金のことは私も知ってたんですけども、増額分7,000円以内に抑えるということはちょっと知らなかったの、ありがとうございます。国が考える次期介護保険改正は、介護保険制度そのものの考え方を揺るがす大きな転換期になっております。消費税は社会保障費へ利用すると言って導入したと言われていますが、結果、介護における国の支出は2022年度から

5年間で0.2兆円しか増加せず、ほぼ横ばい状況が続いているという実態です。自然増加を考えると、削減としか私は言いようがないと考えております。介護保険制度の仕組みは、国が25%、町が12.5%、県が12.5%が公費ですが、介護報酬が上がれば、税収入の少ない自治体は財源不足になる。財政困難や介護保険料の値上げといった悪循環につながります。給付を減らすために、今回の2027年改正では、特定地域を指定して人員基準緩和と言いつつ、地域支援事業に移行して、安上がり、住民同士の助け合うといったボランティアの仕組みを支援しています。これは介護保険制度の個人給付を抑制するということだと私は思っております。自治体が決めることと言いつつ、要介護者の生活援助を介護保険サービスから外して地域支援事業に移し、支出を抑えようとする制度は問題です。要支援のときに地域支援事業に移行して同じ問題が起きましたが、利用料の負担が増えることになりました。国の言いなりではなく、住民が安心して暮らせるためにどうすべきかを視点持って、第10期介護保険事業計画の策定を検討してほしいと思います。次に。

○議長（高橋敬治君） 質問してください。

○5番（河内ひとみ君） そういう考えだということで、第10期計画を要望するということで、ちょっとまとめました。

○議長（高橋敬治君） はい。

○5番（河内ひとみ君） 次の外国人受入れ体制についての質問に移らせていただきます。先ほど町長の答弁にあったように、外国住民が増えており、安心して暮らせ、共に支え合う暮らしを考えるということで答弁されたと思います。しかし、町としてどのように進めていくのか、具体的な姿勢がちょっと見えてきませんでした。外国人との共生を進めるにあたり、町としてどの部署が中心となって、どのような体制で取り組むのか。担当の明確化は、今後の施策を進める上で非常に重要ですので具体的にお示しください。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。先ほどの2割負担のところもですね、持論を申し上げていただくのは構わないんですけども、当然、価格については町のほうで決めております。一時期ピークのときは7,000円ありましたが、皆様のご努力で今5,000数百円なってますけども。河内議員のその住民というのはどこを指してるのかちょっと分からないんですが。確かに利用されてる方についてはサービスが多いほうがいいに決まっています。ただ、サービスが増えれば増えるほど、この5,000なにがしが6,000円、7,000円に上がっていきます。上がることによって、これの費用を出しているのは他の住民でございますので、その住民の

ことも河内議員はしっかりと見守っていただかないとですね、サービスを受けている方だけがよければいいというふうに立たれると、ちょっと町としては困りますので、両方の方たちの負担をご理解頂ければと思います。私たちはその上に立って制度を注視し、価格を決めております。で、外国人の行政ということで、部署でございますけれども、当然、小学校になれば教育委員会、また幼保のところについては教育委員会もそうですけれども、福祉の関係も連携をしながらですね、この子たちが生活するためにはどのような仕組み、また支援が必要なのかということは考えて行っておりますが、あまり制度のことばかりにこだわっていただきますと、私たちは制度にははまっておりませんけれども、できる努力については行っております。ただ、これをやっていると言ってしまうとですね、制度的にあまりよろしくない状態もありますので、あまり明確にこれこれだからこうだという決めつけて質問されずに、まず現場に行って、どのような、その方に対する支援をしているかということをご承知の上で再質問をしてください。

○議長（高橋敬治君） 河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 私は制度があるから安心して、例えば、移住者なんかは西伊豆町がどういう制度があるか調べてから、恐らく移住を検討するかなと思うんですね。外国人に、これから特に観光が1番従事してると思うんですけれども、その人たちが西伊豆町を選んでもらうためにも、もし子供を連れてきたときにそういった制度がしっかり整っているということであれば、選んでもらえる地域になると思って、私は制度が必要と考えたんですがいかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私の言ってるのは、今西伊豆町として整えてる制度の話をしているわけではございません。国のほうの制度で、これだけの人数がいたら何人配置をなさとか、この方の業務はあくまでもここまでですよという縛りがありますが、それ以外のことでお願いしていることも当然あります。ただ逆を言うと、それ以外のことでお願いしている業務は制度外なので本来すべきことではありません。ですよね。ですので、やってもやってもとは言えないわけですよ。ですが、その子どもであったりとかという方たちが日本で暮らすにあたって、不便にならないような努力に関しては、学校も教育現場も既に行っております。

○議長（高橋敬治君） 河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 承知しました。制度にこだわらず、いろんなところにお手伝いができるように、運用を緩めていくためには、制度にこだわらないということと認識しました。

教育委員会にちょっと質問したいんですけども、現在、日本語指導が実施されていないということなんですけれども、今年の入園式で外国人の園児が2人ほど入ってきました。外国人児童が増えるという今後予測の中で、日本語指導が必要となってきたのが現実かと思います。少し、すぐには始められないと思うんですけども、例えば、今現在できるようなことを、例えば漢字にルビを振るとか、難しい表示を分かりやすくするとか、何かこう、今現在、何か取り組んでることってありますか。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐野浩正君） はい。今、認定こども園につきましてはですね、そういう場合があった場合は、取り出し事業やポケットクっていいまして、翻訳機を使ってですね、意思疎通をするような形をとっております。見守りっていう形の中で、そういう日本語等をですね、話せるような形っていうのは、その支援の形があると思うんですけども、手厚く、そういうような個別に、その方に対してですね、話を聞いたり、あとはちょっと分からない言葉があると、そういうような翻訳機を使ってですね、行っているのが現状でございます。

○議長（高橋敬治君） 河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 承知しました。日本語の、日本語ではなくて、外国人の住民の方が孤立しないように、例えば日本語サロンとか、そんなようなことを検討するのはいかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐野浩正君） 議員が申し上げているのは一般的なところでのサロン、例えば地域でのサロン、そういう形はどうですかというご質問だと思うんですけども、そのような中でそういうサロンをつくりまして、一般的に個々の、個人がそういうサロンを行うというのは1つの考え方としてはあるのかなっていうふうに思います。

○議長（高橋敬治君） 河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） ありがとうございます。地域の方の有志が何人か集って、サロンが開催されたらいいなと思っております。次に、看護介護分野の外国人の特定技能生についてなんですけれども、人数的に私が思ったよりも結構いるなというように思いました。7名ほど勤務しているということで、確かにこの方たちはN4レベルのすごく優秀な方たちなので、日本語をあえて勉強するということはないかと思いますけれど、これから介護人材とか、医療人材がどうしても人口減少の中、増やしていくことを考えると、何かしら西伊豆町を選ん

で頂くような対策は必要なのかなと思っております。人口減少が進む中、特に深刻な、先ほど言ったように医療介護分野に対してですが、外国人の受入れ体制を整える準備はいかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。人口減少が進む中ですね、医療介護をはじめとする人材確保は重要な課題であると認識してございます。しかし、現在、町ではですね、町として医療介護分野の外国人を受け入れるための具体的な準備は進めてございません。今後はですね、国や県の動向も見極めながら必要な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋敬治君） 河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） ありがとうございます。今後の動向を見て検討をお願いいたします。次にですね、最後の質問なんですけれども、今、町は教育現場において補助金を利用したA L Tが3名ほどいるとおっしゃっていました。介護現場においても、厚労省は外国人介護人材の受入れや定着支援のために複数の補助事業を実施しております。例えば、I C Tの活用ということで翻訳機ですね、翻訳機。それから記録に時間がかかりますし、そういった意味で記録システム、それから介護ロボットというようなI C Tの支援、それから外国人の介護人材の日本語の学習支援等の事業もやっています。本人1人で来るなら、まだレベルが高いのでいいんですけど、家族も一緒に西伊豆町に、もしもやってくるということもあり得ますので、日本語学習教材の整備や、学習支援体制の構築、外国人介護職員の定着支援ということで、厚労省は予算をつけていますので、これらの補助事業の検討のお考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐野浩正君） はい。まず最初にですね、議員がおっしゃってる、教育委員会サイドとしましては、帰国・外国人生徒等に対するきめ細やかな事業っていうのがございます。この事業につきましては国庫の3分の1にですね、日本語指導に関わる支援員の派遣ですとか、あとは教材だとか、そういうような形の事業を行っております。あとは厚労省の分については、ちょっと私は承知しておりませんので、以上であります。

○議長（高橋敬治君） 河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 補助金というのは、申請しなければ国からもらえない、県からもらえないという仕組みなので、取りに行く自治体だけが恩恵を受けるという仕組みだと思います。西伊豆町も外国人児童の教育支援や介護人材の定着、多文化共生、防災、観光の国際化

まで活用できる制度は数多くあります。町として、積極的に活用し、地域の未来を支える体制を整えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。ここは日本でございますので、本来は日本の国籍を持った方が地域を支えるべきだろうというふうに思います。ただあくまでも今人材が不足をしているという観点から、干物屋さんであったりとか、介護現場であったりとか、看護現場で外国の方がお仕事をされているということは承知をしておりますが、なぜ外国の方を雇わなければいけないかということの課題をですね、本来は先に解決すべきではないかと思います。多分、お手当が、外国の方のほうが雇う側にとってはいいのかもしれませんが。そうすると日本人の職場を奪っているということにもつながります。ですから、あくまでもここは日本ですから。確かに外国の方が入って、地域交わって、最終的には国籍を取っていただいて、日本人としてやっていただければよろしいかとは思いますが、あまり河内議員のおっしゃってることをやりますとここが日本でなくなる可能性もありますので、あそこは気をつけなければならないんだろうというふうには思います。

○議長（高橋敬治君） 河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 町民だけでね、全部賄えるのが1番ベストであって、それが最優先ということは承知しております。ただ、これだけの人口減少が進んで将来10年先、20年先、30年先の町を考えたときに、それこそ計画にも載ってましたけども、人口がさらに4,000人台になると、そういったときにやはり外国人の人材が必要かと思いますので、それに備えて体制を検討していただきたいと思います。以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋敬治君） 5番、河内ひとみ君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時、13時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

◇ 8番 浅賀元希君

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 8 番、浅賀元希君。

8 番、浅賀元希君。

〔8 番 浅賀元希君登壇〕

○8 番（浅賀元希君） 皆様、こんにちは。8 番議員の浅賀でございます。議長の許可を得ましたので、まずは壇上から質問させていただきますが、私も台風 6 号について一言述べさせていただきます。心配されました台風 6 号も西伊豆町では大きな被害もなく、無事通過したことに安堵しておりますが、他の自治体を見ますとやはり被害に遭われた方々もいらっしゃいます。被災された方々には心からお見舞いを申し上げたいと思います。なお、西伊豆町では幸いなことに被害がありませんでしたが、町長をはじめ、多くの職員の皆様、消防関係者の皆様が台風にも備え尽力されたことに対しまして、感謝と労いの言葉を述べさせていただきますと思います。誠にありがとうございました。

それでは早速、質問させていただきます。私の今回の質問は、高齢者生活支援についてと、西伊豆町景観計画についての 2 件であります。

件名 1、高齢者生活支援について。我が町の高齢化率は 53%を超え、10 年以上にわたり県下で 1 番となっています。その上、令和 2 年度におきましては、高齢者夫婦世帯割合は 18.6%、高齢者の一人暮らし世帯割合は 25.1%と、全国及び県の割合を大幅に上回っており、一人暮らし世帯は近隣自治体の中でも最も高い割合となっている状況です。このことは、自分で車を運転することができない高齢者にとって買物、通院、金融機関や行政機関へ行くための移動手段が貧弱で、その確保は切実な課題です。国では、今年度より少子化対策のための新しい財源確保として、全世代から医療保険に上乘せし、子育て支援金を徴収しています。少子化が進むことは、国力の弱体化につながり、子育て対策は重要なことです。一方、高齢者も様々な困難を抱えての生活ですので、高齢者にとって住みやすい町づくりも行政の責務だと思います。これまでも町で様々な高齢者支援対策を行っていることは承知していますが、まだまだ整備が必要だと思います。以上を踏まえ、以下の質問をいたします。

（1）高齢者の移動問題把握について。町では、高齢者の町内・町外への移動に対する混乱状況をどのような方法で把握していますか。また当町の現状はどのようなになっているのかお伺いします。

（2）半額タクシー事業について。町では半額タクシー運行を行っていますが、令和 6 年度の登録者数は 122 人、実利用者数は 22 人となっています。実績数が低いと感じます。実利

用者が少ない要因について、制度周知・対策要件・利用方法など、どこに課題があると分析するのか伺います。また、目標値に対する達成状況（達成率）を今後いつまでにどの程度改善するのか、数値目標を伺います。

（３）高齢者移動支援の将来展望について。我が町は、今後ますます高齢化が進むものと思われます。高齢化の進展を踏まえ、公共交通・半額タクシー・ライドシェア・ボランティア輸送をどのように組合せ、持続可能な移動体系を構築していくのか、町の基本方針を伺います。

（４）町外の病院への通院支援について。町内移動支援は、大沢里や中地区においてボランティアで行っていただいています。しかし、町外の病院へ通わざるを得ない方もおられます。この方々への支援はありませんが、今後支援対策をどのように考えていくのか伺います。

（５）移動販売継続のための支援について。買物弱者に対する支援の一つとして、町内業者が移動販売を継続して実施しており、利用者から喜びの声を耳にしています。継続していただくためには、事業者への支援は不可欠だと思います。実施事業者へ、失礼しました。実施事業者へは商工会が対応していますが、燃料高騰や今後車両の入替えなど様々な問題が出てくると思います。支援内容の見直しの必要性をどのように考えているのか伺います。

件名２、西伊豆町景観計画について。当町では、町の美しい景観を守り、育て、次世代に継承していくために、景観の在り方や景観を生かしたまちづくりの理念と目標を示し、実現するために施策や取組を明確化し、確実に進めていく必要があるとのことから「西伊豆町景観計画」を策定し、景観まちづくりを進めていくことにしています。この内容は、一定規模以上の建築物・工作物の建築行為、開発行為に対し、届出義務を課し、景観基準の適合を図ることや、自然環境・歴史文化財などと色彩や形状などの調和を図ることにより、住民の住みよいまちづくりと当町を訪れる観光客へのおもてなしを創出し、町の活性化につなげることだと理解しています。取組は大変すばらしいことだと思います。住民がより安全で安心して住めるまちづくりを着実に実行することが必要だと強く思います。本町の将来を見据え、住民が安心して生活できる環境整備のため、景観と安全性を両立したまちづくりの推進について、積極的な取組を期待します。以上を踏まえ、以下の質問をいたします。

（１）田畑など保全管理のルールについて。美しい景観とするため、ルールのアンケートに田畑など保全管理の要望が高くなっていますが、どのようなルールが考えられるのか伺います。

（２）宅地管理のルールについて。宅地管理のルールづくりと罰則規定制定に対する町の

考え方を伺います。

(3) 危険性のある建物把握方法と所有者への働き掛けについて。町内の危険性のある建物の把握方法と危険空き家審査の前段階での所有者への働きかけの内容について伺います。

(4) 「西伊豆町景観計画」と「西伊豆町空き家等対策計画」の関連について。「西伊豆町景観計画」と「西伊豆町空き家等対策計画」の関連をどのように図っていくのか伺います。

(5) 住宅地の空き地管理指導について。空き家は危険性が伴いますので、最終的には行政代執行がありますが、住宅地にある空き地の管理の悪さは、雑草が生い茂り、景観を損ねるだけでなく、衛生面の懸念もありますが、空き地管理に対する町の指導の考え方を伺います。

(6) 「西伊豆町景観計画」における立木伐採について。国県道協の除草作業は、道路維持管理の道路除草共同化モデル事業により円滑に対応がとられてきましたが、立木については道路脇だけではなく、裏山に野放しになっているものもあり、景観対策のみならず、安全対策も立てなければならないと思います。「西伊豆町景観計画」で具体的にどのように実施していくのか伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（高橋敬治君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは浅賀議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の高齢者生活支援についての(1) 高齢者の移動問題把握について、町では移動者の町内町外への移動に対する困難状況をどのような方法で把握しているか。また当町の現状はどのようなになっているのか伺うというご質問です。移動手段等の把握につきましては、中島議員の一般質問でお答えをしたとおり、昨年度実施した介護予防日常生活圏域ニーズ調査によって行っております。次に町の現状についてでございますが、当該調査において外出時の移動手段をお尋ねしたところ、自動車を自ら運転される方が60.4%、同乗される方が26.7%、バスを利用される方が8.1%、徒歩で移動される方も50.3%いらっしゃるという結果でございました。

次に(2)の半額タクシー事業について、半額タクシー運行の実利用者数が少ない要因について、制度周知・対象要件・利用方法など、どこに課題があると分析しているのか伺う。また、目標値に対する達成状況（達成率）と今後いつまでにどの程度改善するのか数値目標を伺うというご質問です。利用実人数が少ないこととのご指摘でございますが、第10期高齢

者保健福祉計画における令和7年度の利用者の目標人数は20人と設定しており、実績は22人で目標を上回る結果となっております。このため、利用人数が少ないとは考えておりません。一方で、利用者の声として、タクシーが出払っており、利用しにくい場合があるとのご意見を頂いておりました。これを踏まえ、本年度から利用可能なタクシー会社を従来の1社から2社へ拡大いたしました。これにより、昨年度よりも利用者の利便性は向上しております。

次に（3）の高齢者移動支援の将来展望について、高齢化の進展を踏まえ、公共交通・半額タクシー・ライドシェア・ボランティア輸送をどのように組合せ、持続可能な移動体系を構築していくのか、町の基本方針を伺うというご質問です。町といたしましても高齢化の進展に伴い、通院や買物、地域活動など日常生活に必要な移動手段を確保することを重要課題と捉えております。今後も引き続き、公共交通を基軸として、高齢者移動支援につながる半額タクシー補助やボランティア輸送などを含めた支援策を検討しながら、高齢者が利用しやすく、持続可能な生活交通を確保していきたいと考えております。

次に（4）の町外の病院への通院支援について、町内移動支援は大沢里や中地区においてボランティアで行っていただいている。しかし町外の病院へ通わざるを得ない方もおられる。この方々の支援はないが、今後支援対策をどのように考えていくのか伺うというご質問です。以前の質問でもお答えしたとおり、ボランティア活動の範囲には限りがあるため、町外の病院への通院支援をボランティアで行うことは難しいと考えております。つきましては、町では引き続き、バスの回数券助成事業を推進し、高齢者の皆様が安心して通院できる環境づくりに努めてまいります。

次に（5）の移動販売継続のための支援について、町内業者が移動販売を継続していただくためには、事業者への支援は不可欠ですが、燃料高騰や今後車両の入替えなど様々な問題が出てくると思う。支援内容の見直しの必要性をどのように考えているのか伺うというご質問です。質問の中に、実施事業者に対しては商工会が対応されていると書かれていること自体は事実でございますが、以前の一般質問で既に回答しているとおり、1事業所支援を町ではできませんので、所属団体を通して要望を上げていただきたいと思います。町としては所属団体に支援をしているということにより、原資については町のほうで支援をしております。燃料高騰などは限った業態だけの問題ではありませんので、町全体として物事を判断する必要がありますし、各種団体からそういった要望はありません。以前から何度も申し上げておりますが、1事業所への直接支援はできません。

次に大きな2点目の西伊豆町景観計画についての(1)田畑など保全管理のルールについて、美しい景観とするためのルールのアンケートに田畑など、保全管理の要望が高くなっているが、どのようなルールが考えるのか伺うというご質問です。田畑は農業生産の場であるとともに、里山や集落景観を構成する重要な要素であり、適切に管理された農地は本町らしい景観を形成する上で大切な資源であると認識しております。町といたしましては、まずは景観計画の周知を通じて、農地や里山景観を地域の共有財産として守る意識を高めるとともに、農業委員会と連携し、管理不全農地の把握や所有者への働きかけなど、農地の適正管理につながる対応を進めてまいります。

次に(2)の宅地管理のルールについて、宅地管理のルールづくりと罰則規定制定に対する町の考え方を伺うというご質問です。住宅地や集落内の宅地につきましても、草木の繁茂、廃材等の放置、老朽化した塀や工作物などは景観面だけでなく、防災、防犯、衛生面からも課題となる場合があります。景観計画においては、建築物や工作物の新築、増築、外観変更など、一定の行為について周辺景観との調和を求める基準を定めています。例えば、建物の色彩、形態、屋外設備の見え方、敷地内の緑化や外構の配慮などが該当いたします。一方で、既存の宅地の日常的な管理状態について、景観計画に基づき直ちに罰則を設けることについては、私有財産への制約となることから慎重な検討が必要であると考えております。

次に(3)の危険性のある建物把握方法と所有者への働きかけについて、町内の危険性のある建物の把握内容と危険空き家審査の前段階での所有者への働きかけの内容について伺うというご質問です。町内の危険性のある建物につきましては、住民の方からの情報提供、区長や地域からの相談、職員による現地確認で把握した情報などをもとに、必要に応じて現地調査を行っております。危険空き家として審査する前段階におきましては、まず所有者または管理者の把握に努め、文書や電話等により建物の状況を伝え、適切な管理、修繕、除却、草木の伐採などお願いすることになります。町としては、いきなり法的措置に進むのではなく、まずは所有者の自主的な対応を促すことを基本としております。その上で、周辺に著しい悪影響を及ぼす恐れがある場合には、空き家特別措置法の町の空き家等対策計画に基づき、必要な手続を進めることとなります。

次に(4)の「西伊豆町景観計画」と「西伊豆町空き家等対策計画」の関連について、どのように図っていくのか伺うというご質問です。西伊豆町景観計画と西伊豆町空き家等対策計画との関連についてでございますが、景観計画は町全体の良好な景観形成を図るための方針や基準を定めるものであり、空き家等対策計画は、空き家の発生抑制、適正管理、利活用、危

険空き家への対応などを定めるものでございます。両計画は目的や根拠制度が異なりますが、管理不全の空き家が地域の景観を損ねる場合があることから、密接に関連していると考えております。例えば、老朽化した空き家や外観が著しく損なわれた建物は、倒壊や部材の飛散など、安全面の問題に加え、町並みや観光地としての印象にも影響を与えます。そのため、町としては景観計画において、地域の景観形成の方向性を示しつつ、個別の空き家対策については、空き家等対策計画に基づき対応していくことを基本といたします。引き続き、関係課間で情報共有を図り、景観上、特に影響が大きい空き家や観光地、主要道路沿い、集落景観に影響する建物などについて、景観面と安全面の双方から対応してまいります。

次に（５）の住宅地の空き家管理指導について、空き家は危険性が伴いますので最終的には行政代執行がありますが、住宅地にある空き家の管理の悪さは雑草が生い茂り、景観を損ねるだけでなく、衛生面の懸念もあります。空き地管理に対する町の指導の考え方を伺うというご質問です。空き地につきましては、雑草の繁茂、病虫害の発生、不法投棄、見通しの悪化、火災予防、防犯上の不安など、周辺住民の生活環境に影響を及ぼす場合があります。またご指摘のとおり景観を損ねる原因にもなります。一方で、空き地は空き家と異なり、直ちに空き家対策の枠組みで行政代執行の対象となるものではなく、土地所有者による適正管理が基本となります。町では住民から相談や苦情があった場合には、現地の状況を確認した上で所有者を調査し、必要に応じて草刈りや樹木の伐採、廃棄物の除去など、適正な管理をお願いしていくことになります。今後も地域からの情報提供を受けながら、生活環境、衛生、防災、景観の各面から関連課と連携して対応してまいります。

次に（６）の西伊豆町景観計画における立木伐採について、立木については道路脇だけでなく、裏山に野放しになっているものもあり、景観対策のみならず安全対策も立てなければならないと思います。西伊豆町景観計画で具体的にどのように実施していくのか伺うというご質問です。景観計画では、立木の伐採について一定規模以上の行為を届出対象とすることにより、無秩序な伐採を防ぎ、周辺景観や自然環境との調和を図ることを目的としております。民有地にある立木につきましては、原則として土地所有者または管理者が適切に管理することになります。ただし、道路への倒木の恐れがある場合や、通行に支障がある場合には、道路管理者として対応が必要となる場合もあります。町としては、所有者に対して適正な管理をお願いするとともに、緊急性が高いものにつきましては、安全確保を優先して、関係機関と連携して対応してまいります。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。それでは、再質問のほうをさせていただきます。まず、件名1の高齢者生活支援についてで、この中の半額タクシー事業についてお伺いします。現状として登録者122人、利用者が20人ということになっておりますけれども、これは、地区の割合からはどのような状況になってるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。登録者、利用者の地区の割合はというご質問なんです。令和7年度の実績になりますが、登録者の地区別の割合につきましては、仁科地区が67人で57%、田子地区が22人で19%、安良里地区が11人で9%、宇久須地区が17人で15%となっております。次に、利用者の地区別の割合につきましては、仁科地区が18人で82%、田子地区が2人で9%、安良里地区はいらっしゃいません。宇久須地区につきましては、2人で9%となっております。

以上です。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。状況は分かりました。同じ半額タクシーの関係なんですけども、松崎町でもタクシー事業を行っております。松崎町ではですね、登録者数は1,000人を超えているそうです。利用者、町の予算規模など、圧倒的に西伊豆町よりも大きくなっているというのが現状だそうです。予算規模は考える必要があると思いますけれども、私はそのタクシー事業の目的はすばらしいことだと思っております。その上で、あえてお伺いしますけれども、より多くの方に利用してもらうことが事業理念に合致することだと思っております。利用者の増加を促進させたいという観点から質問をいたします。半額タクシー利用対象者は75歳以上の方、それから65歳以上75歳未満の方にあつては免許証を返納した方、それと障害者など5要件があります。しかし事業の目的は、公共交通や、他者の協力なくして外出できない者に町内での買物や通院、日常生活の利便性の向上と外出時における負担軽減をすることとなっております。5要件に該当しない移動困難者もおられると思いますが、その方々も支援できるように、対象者要件を緩和したほうが私は良いと思いますけれども、要件緩和に対する町の考え方をお伺いします。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 議員ご指摘のとおりですね、高齢者等タクシー利用助成事業につきましては、高齢者や運転免許証を返納された方、障害のある方など、特に外出が困難

な方の移動を支援することを目的としております。現在、助成対象には一定の要件を設けてございます。この要件はですね、限られた予算の中で支援対象を明確にし、より必要度の高い方へ効果的にサービスを提供するために設定したものでございます。移動困難な方が幅広くいらっしゃることは十分理解しておりまして、その方々への支援も重要と考えてございますが、現状の対象要件を緩和すること、対象要件をですね、緩和するとしますと、支援すべき対象が広がり過ぎてですね、本当に支援が必要な方に十分なサービスを提供しにくくなることが懸念されます。したがって要件緩和について、財源の問題など解決すべき課題があると認識してございます。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 今の課長の答弁で、課長、考えてることは分かりました。ただ私は納得できませんけども、そういう考えであるということは承知いたしました。続きまして、やはりタクシーの関係で、今度はエリアの問題なんですけども、今、西伊豆町内と限定されておりますけども、松崎から土肥までがですね、西伊豆町民の生活圏エリアだと私は思っております。そのエリアを広げることもですね、利用者にとって魅力のある事業となると思いますけども、このエリア拡大についての考え方をお伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 現在、タクシー利用助成事業の対象エリアをですね、町内に限定させていただいておるのはですね、利用者の利便性向上とともに、地域経済の活性化を図るためでもございます。もし、他市町まで利用エリアを拡大しますと、利用者の消費が他市町へ流れてしまい、町内での消費が減少する懸念がございます。このため現段階では、町内を対象とする現行エリアの設定を維持いたしまして、地域経済とのバランスを考慮しながら事業を実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。考え方は分かりました。次のですね、3番の高齢者移動支援の将来展望についてお伺いいたします。以前に他の議員からライドシェアについての質問がありました。その後、町としてライドシェアの導入の可能性ですとか、課題点、例えば安全管理、保険、運営主体など、どのように町として整理しているのか、お伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（真野隆弘君） ライドシェアの導入としましては、地域の移動ニーズに応じた手段になりうる一方でですね、事故等の対応、保険または運行管理、また運営主体

の責任などですね、事前に整理すべき課題があると考えております。町としましては、関係機関、事業所の情報も収集しながら、現行の生活交通施策を、役割分担を踏まえて、現状協議している状況でございます。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。同じ質問の中で、また質問させていただきます。6月1日の地方議会議長連絡会議協議会の総会で知事の祝辞がありました。その中にですね、県民の満足度というお話があり、知事はですね、移動手段について県民の方が不十分との評価がありますので、県も各市町と連携を図り、ライドシェア制度を確立していくとの内容のお話でした。また、昨年、全国ライド者連絡協議会と連携協定を結んだ際にはですね、県内でもライドシェア活用に取組、静岡県先進的な事例として全国に広げていきたいと言っておられます。現在、県との関係はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（真野隆弘君） 県との関係につきましては、これまで公共交通や高齢者の移動支援に関して、情報を共有しながら連携を図っております。で、今回改めて、市町と連携して、ライドシェア制度を確立していく方針であるということを認識しました。本町としましては、安全管理、保険、運営体制などの課題整理が必要であるため、県から制度の具体化に関する情報共有や協議の機会を通じて、連携を継続しながら進めていきたいと考えております。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい、分かりました。続いてですね、先日の臨時議会で観光客輸送の実証実験の補正予算が可決されました。河津町では、昨年、スクールバスの空き時間を利用して福祉バスの実証実験が行われております。他の自治体では、ライドシェアやオンデマンド交通などの実証実験を行っていますが、今後、当町でこれらの実証実験の取組に対する考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋敬治君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（真野隆弘君） すみません。他の自治体においてですね、ライドシェアなどの実証実験を行っていることは承知しております。また先進事例として注視しているところがございます。一方で、ライドシェアやオンデマンド交通など、他自治体での取組はですね、制度、運用面での論点が多いことから、現時点では本町として直ちに実証を行う段階には至っておらず、まずは県や関係機関、また地方先行自治体の事例等について情報収集

を行いまして、制度の整備状況や実証結果を踏まえながら検討していく必要があると考えております。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい、分かりました。続きまして、町のですね、持続可能な移動体系の制度設計については、西伊豆町公共交通会議の役割でもあると思いますけども、今後、そのような公共交通会議の中でですね、検討していくという考えはあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋敬治君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（真野隆弘君） 町の移動体系の制度設計につきましては、ご指摘のとおり、西伊豆町公共交通会議において、関係者が参画して地域の実情を踏まえた協議、調整を行う役割を担っているものと認識しております。今後の取組としましては、特に高齢者の移動手段の確保や、通院、買物等の日常生活に必要な交通の維持、改善が重要な課題とあることから、公共交通会議において、利用実態や課題の把握、また関係事業所との役割分担の整理を行いながら、必要な施策を検討していきたいと考えております。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。今の説明よく分かりました。続きまして（４）の町外の病院への通院支援についてお伺いします。現在、町外医療機関へ通院している方の人数、それから頻度、費用負担や困り事など、実態を何か把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 町外医療機関への通院に関する実態把握につきましては、当町の後期高齢者の令和６年度の受診件数は約５万１,０００件でございました。このうち、郡内の医療機関での受診は約４万件で、全体の約８割を占めてございます。個々の通院に係る人数、頻度、費用負担などの詳細につきましては、現時点では把握してございません。ただし、介護予防日常生活ニーズ調査におきまして、バスやタクシーの利用に関する困り事を伺ったところ、運行時間が合わない、運行本数が少ないと回答された方が２８％、料金が高いと回答された方が２２.３％でした。一方でですね、特にないとの回答も３７.２％でございました。こうした状況を踏まえますと、町外医療機関への通院支援といたしましては、引き続き、バス回数券の助成事業を実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい、分かりました。続いて大きな件名２番の西伊豆町景観計画につ

いての再質問でありますけども、内容はですね、新たな建築物、工作物への規制関連は省略いたしまして、住民にとって住みやすいまちづくりをベースとした質問とさせていただきます。初めに田畑など、保全管理のルールについてですが、行政対応としては、助言、指導、勧告、命令とあると思いますが、現在、町では田畑の保全管理に対し、どの段階まで行っていて、改善効果はどのようなものか把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 行政対応といたしましてはですね、現段階では、助言、指導の段階というふうにご理解頂ければと思います。同報無線での注意喚起であるとか、所有者の方に指導文書を送付しておるところではございますけれども、それを行ったからといって、実際に草刈りなどの対応をしていただいている事例というのがほとんどございません。改善の効果と言えるほどの状況に変化はないということに、こちら担当課としては理解しておるところでございます。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。そういった意味で、多分アンケートにですね、ルールづくりが必要じゃないかっていう声が上がってきたと思います。これは大変難しいことかもしれませんが、ある程度、強制力を持たせることも必要だと思いますけども、新たにですね、これからルールをつくった場合に、そのルールの実効性を確保していかなければならないと思いますけども、その辺の実効性の確保についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） すみません。答弁させる前に強制力を持たせるというふうにご質問されましたけども、浅賀議員の言われる強制力っていうのはどういうものを指しておられますか。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。例えば、その条例の中にですね、そういった文言を入れたらどうかっていうことも考える必要があるのかなっていう、これはこの後のですね、やっぱり住宅地の空き地管理等に対してもなんですけども、そういった意味で強制力という言葉を使わせていただいております。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） 田畑の管理につきましてはですね、農地法や農業委員会の所管する農地利用の問題、それから所有者の高齢化、担い手不足などとも密接に関係してまいりま

す。そういった中で景観計画のみです、一律の義務や罰則を設けるということは難しい面があるというふうに考えてございます。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） これは午前中の仲田議員のところの質問にもあったんですけど、やはりそうするとモラルに、町としては頼らざるを得ないっていうふうな考え方でしょうか。所有者のモラルっていうことに頼るっていうことでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） やはりですね、個人個人がですね、農地等、自分の持っている所有地を適正に管理していただくというところに今、そこをお願いしていくというところになるかと思います。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。当局の考え方は分かりました。宅地管理のルールについてお伺いします。宅地管理のルールづくり等の質問ですけども、（5）のですね、住宅地の空き地の雑草対策については同様ですのであわせてお伺いします。景観計画の理念の一つに住んでいて心地良い暮らしの質の向上とあります。家の周りが管理されず、雑草などに囲まれた生活はとても耐えられるものではないと思います。初期段階の手順は行われなければなりませんが、先ほども言いましたとおり、法的拘束力を持たせることも必要ではないかと思います。最終的に条例化を含めて、法的拘束力を持たせるという考え方についてお伺いしますが、実際にはですね、ほかの市町では、条例があるところもありますけども、条例の考え方についてお伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） はい。法的拘束力を持たせるというところでございますが、まず罰則規定につきましては、土地や建物という私有財産の管理に直接関わるものでございますので、慎重に検討する必要があるというふうに考えてございます。特にですね、雑草の繁茂、樹木の管理、資材の放置などは景観だけでなくですね、衛生面、防災面、防犯、生活環境などを複数の観点が関係してございますので、景観条例のみです、一律に罰則化すること、これは、制度設計上も課題があるというふうに考えてございます。そういった中でですね、まずは現在の景観計画、それから景観まちづくり条例の運用を進めていく中でですね、どのような相談や課題が多いのかということ把握しまして、必要に応じて指導の手順や、関係課との連携体制を整理してまいりたいというふうに考えてございます。その上で、なお

実効性に課題があるという場合にはですね、他自治体の事例も参考にしながら、条例上での対応の必要性について、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 流れ的には今の説明でよく分かりました。続いて（3）の危険性のある建物把握方法と所有者の働きかけのことでお伺いいたします。現在、町で把握している管理不全空き家、特定空き家は何棟あるのか。また、それらの空き家に対して具体的にどのような対応を図っているのか、お伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） はい。管理不全空き家の件数が28件です。それから特定空き家が3件でございます。具体的にどのように対応しているかというところでございますが、具体的にはですね、管理不全空き家につきましては、適正な管理が行われていない空き家等の所有者とか管理者ですね、に対する措置としまして空家特措法の第13条第1項及び第2項の規定に基づきます指導、勧告を行っております。なおですね、勧告と同時に固定資産税の住宅用地特例というものが解除されるという仕組みになってございます。それから特定空き家につきましては、空家特措法第22条に基づきまして、助言、指導、勧告を行っているところでございます。令和7年度におきましては、法第22条11項に基づきます緊急代執行を2件実施したところでございます。

以上です。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） すみません。今のところで3件あって、2件7年度に実施したということですけども、じゃあ残りの1件はこれからやるっていう考えはあるんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） 今後もですね、補助金等を使いながらやっていくということも検討してございますし、令和7年度におきましてはですね、1件は商工会の補助で解体してくれた方ということもいらっしゃいますので、そういったこともですね、アナウンスしながら実施してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。分かりました。今言った管理不全ですとか特定空き家を把握するためにですね、やはり今までは多分、区長さんからの要望事項として上がってくるケースが多いと思います。思いますけども、誰でも直接ですね、相談できる窓口も必要だと思いま

すけども、この辺の窓口設置についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） 窓口につきましてはですね、建設課が総合窓口になっております。

移住定住関連でのですね、相談者がですね、本庁に来庁されるケースもございますので、相談を受けた課において受付表というものを作成してですね、対応しているのが実情でございます。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。じゃあ続きまして（4）番の質問をさせていただきます。景観計画の課題の整理項目の中に、空き家や耕作放棄地の解消に向けて、景観計画の取組だけでは困難なため、空き家対策、農業振興の施策と連携を図る必要があるとの記載があります。まさにそのとおりだと思います。定期的な打合せ会を開催するなど、部署間の連携の仕組みづくりはどのように構築されているのか、お伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） はい。この景観計画を策定するに当たりまして、庁内委員会を設置しまして関係各課局との連携を図ってまいったところということでございます。引き続き、庁内関係課との情報交換を積極的に行うなどの連携強化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。また、空き家対策につきましては、空き家対策連絡協議会というものを設置しておりますので、その中で連携を図っているというところでございます。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。それでは（6）のですね、立木伐採についてお伺いいたします。

民家近くの立木伐採に関して、町へ届いている要望内容はどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） はい。直接要望書としてですね、上がっている案件はございません。ないんですけども危険だから伐採してほしいよというような案件はたまにあるという状況でございます。しかしながらですね、個人所有地につきましては、基本的に町では実施できませんよというところで回答をさせていただいているというところでございます。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） ちょっと今のところと関連もしてきますけども、やはり各地区のですね、裏山の立木が大変大きくなっているものや、老木となり倒木の可能性があるものがあり、

私は現実的には放置できない状況だと思っております。今の課長の答弁の中で個人のものはできないっていうことは、もうそのままにしておいてもしょうがないなっていう見解っていうことで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その件については、以前も一般質問でお答えしてるかというふうに思いますが、仮に1件やればですね、うちの裏山も、うちの裏山もって必ずなると思います。財源的にいくらあれば全町ができると、逆に浅賀議員は思いになられますか。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 私はそういった算定はしておりません。ただですね、現実問題として、昨日も町長、ほかの方の答弁の中でですね、やっぱり究極の選択をしなければいけない場合も出てくるっておっしゃいましたよね。私は、あくまでも住民の安全を考えれば、これは手を出さないわけにはいかないなっていう考えであるんですけども。そんな中でこの財源として、環境譲与税等を活用してですね、年度を分けて、少しずつでも安心できるまちづくりに努めていくべきじゃないかなというのが私の考えですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） いや、です所以说てるようにですね、確かに本当にやばい時には究極の選択って、そりゃ言ってることは分かりますけども。西伊豆町で、基本的にはもう海と山に囲まれておりますから、山側の家の裏には必ず木が立ってます。究極の選択をしたとしても、いや、うちの裏もやばいんだって、みんな言われると思いませんか。そうすると1箇所やれば全部やらなければいけないので、大変申し訳ないんですけども、所有者さんで山の管理をしてくださいというお願いをしているはずです。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） ここについても、もう1個だけ質問させてもらいますけども、環境譲与税ですね、やはりさっきも言いましたけども、それを活用して、年度を分けてですね、少しずつでもその安全なところを広げていくっていう考えはお持ちになりませんか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 森林環境譲与税ですから森林の適正な管理という部分においては、山の中に使うことはそのとおりだろうというふうには思いますが、順番を立てる場合は、じゃあどうやって優先順位をですね、立てるかですよ。環境譲与税のくる金額は決まってるわけですから。あそこはやったのにうちはやらないって当然言われますよね。で、少ない金額で

たくさんは当然できません。2、3本の木を切るだけで100万ぐらい多分かかると思います。
ですので、やり始めるとキリがありませんので、大変申し訳ないですけども、山をお持ちの
所有者がいらっしゃるわけですから、適正管理をお願いするというのが筋だと思います。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。町長の考え方は分かりました。質問は以上ですけども、町で
すね、これから実施する各事業の目的を達成するために、住民の状況をしっかり把握し、事
業執行内容のチェック機能の強化を行い、弱者の支援を図り、訪れる観光客に愛され、住民
にとって、きれいで住みやすいまちづくりのためにご尽力していただきたいということを申
し上げまして、今回の私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君の一般質問が終わりました。
暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時 3分

◎報告第1号の上程、報告

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、報告第1号、令和7年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい
てを議題とします。

朗読は省略して、報告を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） はい。報告第1号は、令和7年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計
算書の報告についてでございます。

詳細につきましては担当から報告をさせます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（長島 司君） それでは報告第1号について説明をいたします。

資料1枚おめくり頂き、令和7年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。
い。こちらにつきましては、令和8年3月定例議会において承認されました10の事業の確定

額と財源内訳を示すものとなります。翌年度繰越額の総額は2億4,532万円となり、承認額の2億4,727万8,000円から195万8,000円の減となっておりますが、こちらは令和7年度戸籍システム改修業務の事業費が確定したことによるものでございます。

繰越理由につきましては、次のページから添付いたしました令和7年度繰越明許費の理由等をご確認ください。

報告第1号の説明については以上となります。

○議長（高橋敬治君） 以上で報告第1号を終わります。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第3、議案第32号、令和7年度 社会資本整備総合交付金事業（町）月の浦井田子線拡幅工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第32号は、令和7年度 社会資本整備総合交付金事業（町）月の浦井田子線拡幅工事変更請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） はい。それでは、令和7年度 社会資本整備総合交付金事業（町）月の浦井田子線拡幅工事変更請負契約の締結についてご説明いたします。本議案は令和7年7月15日、第3回西伊豆町議会臨時会において議決を頂きました令和7年度 社会資本整備総合交付金事業（町）月の浦井田子線拡幅工事につきまして、工事の変更請負契約を締結したものでございます。現契約は1億8,810万円でしたが、今回の変更によりまして930万飛び6,000円の増額となり、変更後の契約金額は1億9,740万飛び6,000円となります。

1ページの説明調書をご覧ください。主な変更内容についてでございます。今回の主な変更内容は、説明調書に記載のとおり、大きく4点でございます。まず1点目は、ボックスカルバート基礎工の計上漏れによる基礎工の追加でございます。

資料1の図面をご覧ください。図面中の黄色く着色した箇所が、今回、追加計上を行う基

礎工の箇所でございます。変更設計に伴う設計内容の確認を行ったところ、ボックスカルバートの基礎工について一部計上漏れがあることが判明したため、延長 36.9 メートルの基礎工を追加するものでございます。

資料を 1 枚おめくり頂きまして、ボックスカルバートの数量表をご覧頂ければと思います。その赤く着色した部分が今回、計上漏れがあった部分でございます。大変申し訳ございませんでした。今後はですね、設計調査を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

次に 2 点目ですが仮設工の水替ポンプ運転の追加でございます。当初設計では、仮設工として仮設排水管の設置を計上しており、水替ポンプ運転については計上してございませんでしたが、施行に伴い、掘削を実施したところ、工事区間全域において、湧水が確認され、特に起点側においては、海の潮位の影響を受け、想定を上回る流水が発生する状況となりました。このため施工時の作業安全性の確保及び適正な施工管理を図る必要があることから、今回の変更において、水替ポンプ運転を追加するものでございます。6 インチのポンプ運転を 194 日、それから 2 インチのポンプ運転を 70 日ということで追加をするものでございます。

次に 3 点目でございますが、雑工事における個人宅仮設・復旧工の減額でございます。平面図をご覧頂ければと思います。左岸側におきまして住宅及び駐車場の乗り入れ部に階段やスロープ等を設置した箇所を赤色で着色してございます。当初設計におきましては、工事施工に伴い、道路と住宅などの出入口に段差が生じると想定された 13 件の乗り入れ箇所について、階段やスロープによる復旧工を見込んでおりましたが、施行に伴う現地調査及び現地確認の結果、実際に段差対策が必要となる箇所が 7 件となったことから実績に合わせ、減額変更を行うものでございます。

最後に 4 点目でございますが、安全費における交通誘導警備員の増額でございます。当初設計では標準施工日数等もとに交通誘導員、誘導警備員の数量を算定しておりました。しかしながら、施工箇所は道路幅員が狭く周辺家屋が近接していることに加え、上空には電線等の架空線が支障となるなど、施工条件が厳しい状況でございました。また、起点側の掘削断面の崩落に伴う対応等によりまして、施工日数が当初想定を上回ったことから、交通誘導警備につきましても、実績に合わせ数量を増額し、当初 246 人であったものを、410 人と 164 人の増ということで計上させていただくものでございます。また、その他の変更箇所としましては、設計図書との現況との相違が確認された事項について、変更しているものでございます。

簡単ですが説明は以上となります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 32 号、令和 7 年度 社会資本整備総合交付金事業（町）月の浦井田子線拡幅工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 4、議案第 33 号、令和 7 年度 仁科地内町道整備工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 33 号は、令和 7 年度 仁科地内町道整備工事変更請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） はい。それでは令和7年度 仁科地内町道整備工事変更請負契約の締結についてご説明いたします。本議案は、令和7年7月15日第3回西伊豆町議会臨時会において議決を頂きました令和7年度仁科地内町道整備工事につきまして、工事の変更請負契約を締結したいものでございます。現契約額は7,865万円でしたが、今回の変更によりまして2,948万円の増額となり、変更後の契約金額は1億飛び813万円となります。

1ページの説明調書をご覧ください。主な変更内容についてでございます。今回の主な変更内容は説明調書に記載のとおり、大きく3点でございます。まず1点目は送水管切回しでございます。

資料1の図面をご覧ください。令和7年10月10日、第4回西伊豆町議会臨時会において2,600万円の補正予算を可決頂きました送水管の切り回しでございます。台帳等で送水管が埋設されていることは想定しておりましたが、掘削したところ、想定した場所よりも、念仏川側に埋設してあることが確認されました。この位置では新設のボックスカルバートが設置できないため、送水管の切り回しを行う必要が生じたものでございます。変更契約額2,948万円のうち8割超がこの送水管切り回しの金額となります。2点目は道路土工でございます。

資料2の図面をご覧ください。当初設計では、赤枠の着色部分の路床につきまして碎石を入れ替える予定でしたが、床掘りを行った結果、現状で路床が安定していることが確認されましたので、入替え不要と判断しました。このため掘削工及び路床盛土工等の関係する工種を減額するものでございます。3点目は、擁壁工でございます。

資料3の図面をご覧ください。失礼しました。当初設計では既設水路と新設のボックスカルバートを直付けする計画でしたが、取合い部分を調整するため、取合い護岸工L＝3メートルを追加するものでございます。また、その他の変更箇所としまして、設計変更と現況との相違が確認された事項や設計との整合を図るために適正に是正を行ったものでございます。

簡単ですが説明は以上となります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 33 号、令和 7 年度 仁科地内町道整備工事変更請負契約の締結については原案のとおり、決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 5、議案第 34 号、西伊豆町防災会議条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 34 号は、西伊豆町防災会議条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（久保田寿之君） はい。議案第 34 号の説明をさせていただきます。これまで地域

防災計画の見直しを行うにあたり、医師や自衛隊、広域消防署といった専門家が委員に含まれていなかったため、意見を反映させる場がない、議論が深まらないといった課題がありました。今回の条例改正により、新たな委員を加え、より実践的な災害時の対応等について協議を進めていきたいと考えております。

資料２ページの新旧対照表をご覧ください。そちらで改正部分の説明をいたします。第３条第５項第６号で消防署長を加えます。また第９号で公共的団体の関係者を、第１０号で西伊豆町を担当区域とする陸上自衛隊の部隊の長を、第１１号でその他町長が特に必要と認めたものを加えます。具体的に委員の委嘱をお願いする方としては、西伊豆町広域消防署長、それから陸上自衛隊板妻駐屯地第３４普通科連隊長、ごめんなさい、連隊の所属する方ですね。それから賀茂医師会、賀茂歯科医師会、それから賀茂薬剤師会に属されている方を考えております。

１ページの最下段にお戻りください。附則です。この条例は公布の日から施行することとします。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

３番、中島健君。

○３番（中島 健君） はい。この条例の１１番、その他、町長が特に必要と認めたものという箇所があるんですが、例えばなんですが議員が任命される可能性、こういったことがあるのかを伺います。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。私が議員だった頃に、議会は全ての委員会から離れるということを決めた覚えがありますので、出してるのは、国保運協には出してると思うんですが、それ以外には出していないのではなかろうかと。要はですね、自分たちが議案審議するものの審議を本人が行って審議した場合、どの立場ですればいいのかというのが不明だということと、仮に当局からすると、いや、議会代表の方がその審議に加わり可決されてるという説明をした場合、他の反対する議員さんが一言もしゃべることができなくなるのではなかろうかということの懸念を持って、たしか出さなくなったというふうに記憶をしておりますので、防災会議に幅広い意見をということで、多分、中島議員はおっしゃってるんだろうというふ

うにはと思いますが、ここで決まったものを仮に議会に諮ったときに、出席されてる議員が人質になる可能性もあるんじゃないだろうかという懸念もありますので、ちょっとその辺はですね、議会の中からどうしても出たいということであれば、私が任命すればいいだけの話ではございますが、当時はそういったものがあつたというふうに記憶をしております。ただ入っては駄目という規定も当然ないわけでございますので、入るのか、入らないのかと言われれば、町長が特に必要と認めれば入れるという状況ではなかろうかというふうに思います。

○議長（高橋敬治君）　ちなみに東伊豆町、それから南伊豆町についてはですね、議員は委員になることを遠慮しているというようなことだそうです。

ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第34号、西伊豆町防災会議条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君）　挙手全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第6、議案第35号、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第35号は、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。それでは、議案第35号、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。本件は上位法令でございます地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布、4月1日施行されたことに伴いまして、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。1ページは改正文、2ページと3ページは新旧対照表となっております。

改正の内容を4ページの議案の資料にまとめてございますので、ご覧頂きたいと思います。今回の改正につきましては、2月20日の全員協議会で事前にご説明をさせていただいた内容と同じものになってございます。改正の趣旨でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律におきまして、国民健康保険税における負担の公平性を図るため、課税限度額の引上げが盛り込まれました。それによりまして西伊豆町国民健康保険条例も改正をするものでございます。改正の内容についてですけれども、国民健康保険税の課税限度額のうち、基礎課税額につきましては、現行の66万円から67万円に引き上げるもので、これによりまして賦課限度額の合計上限が110万円となります。この改正による影響を令和7年度の本算定ベースにより試算をしたところ、影響を受ける世帯が3世帯、金額にして3万円の増額という結果となりました。なお本件につきましては、令和8年2月17日の西伊豆町国民健康保険運営協議会に諮問をし、審議の結果、課税限度額の改正について改正を実施されるよう答申を頂いております。

1ページにお戻り頂きまして、下段の附則をご覧ください。1の施行期日ですが、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用します。2の適用区分ですが、この条例による改正後の西伊豆町国民健康保険税条例の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康

保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については従前の例によることとします。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第35号、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第7、議案第36号、令和8年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 36 号は、令和 8 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（長島 司君） 議案第 36 号、令和 8 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ 2,764 万 8,000 円を追加し、それぞれの金額を 77 億 5,284 万 2,000 円としたいものでございます。

2 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入です。款、補正額の順に朗読をいたします。15 款県支出金、570 万 5,000 円。18 款繰入金、1,686 万 4,000 円。20 款諸収入、327 万 9,000 円。21 款町債、180 万円。歳入合計に 2,764 万 8,000 円を追加し、77 億 5,284 万 2,000 円としたいものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出です。款、補正額の順に朗読をいたします。2 款総務費、481 万 6,000 円。3 款民生費、41 万 4,000 円。4 款衛生費、3 万 5,000 円。7 款土木費、1,560 万円。8 款消防費、69 万 9,000 円。9 款教育費、428 万 4,000 円。12 款諸支出金、180 万円。歳入合計に 2,764 万 8,000 円を追加し、失礼しました。歳出合計に 2,764 万 8,000 円を追加し、77 億 5,284 万 2,000 円としたいものでございます。

4 ページをお願いいたします。第 2 表債務負担行為補正（第 2 号）になります。今回の補正において、こちらに記載の 2 件を追加させていただきます。1 件目は、例規整備支援業務委託料で、条例等に残るアナログ的な手法、いわゆるアナログ規制の点検見直しを実施し、デジタル化の推進を図っていきます。その支援業務委託を今年度から令和 9 年度までの 2 か年で実施するため、債務負担行為を設定するもので、限度額については 473 万円以内の金額を令和 9 年度以降において支払うものとします。2 件目は、一体型道路包括管理業務委託料で、こちらは 5 月 19 日の議会全員協議会で説明したものとなり、こちらも今年度から令和 9 年までの契約となりますので、債務負担行為を設定します。限度額については 1,000 万円の範囲内で、今回の補正予算で計上する 500 万円を超える金額につきましては、令和 9 年度以降において支払うものといたします。

5 ページをお願いいたします。第 3 表地方債補正（第 2 号）になります。今回の補正において過疎対策事業債を 180 万円追加し、限度額の合計を 8 億 940 万円としたいものでございます。補正の理由ですが、令和 8 年度当初予算編成の段階では、過疎対策事業債のソフト事

業に係る当町の発行可能額の上限額を 5,460 万円と伺っておりましたが、今回、発行可能額の上限額が 5,640 万円となったことから、増額分の 180 万円を追加したいものでございます。追加後の使途につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入でございます。こちらにつきましては、先ほど説明いたしました第 1 表歳入歳出補正予算の歳入と同様でございますので省略をさせていただきます。

7 ページをお願いいたします。次に歳出でございます。こちらにつきましても、第 1 表と同様ですが、補正額の財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

8 ページをお願いいたします。2 の歳入でございます。15 款 2 項 7 目教育費県補助金 560 万 6,000 円、1 節教育費補助金の上段、スポーツまちづくり事業費補助金 74 万 3,000 円の減でございますが、今年度に入り、この補助金について改めて県の担当部局に確認をしたところ、令和 8 年度からの新規事業については受け付けをしないとの連絡があったため、新たに 20 款 5 項 2 目 5 節の静岡縣市町村振興協会納入金の地域協働促進助成金の申請を行い財源の確保に努めていきます。下段の給食費負担軽減交付金 634 万 9,000 円は、県の市町教育費負担軽減事業により、小学校児童 1 人当たり 5,200 円が補助されるものです。交付の内定が令和 7 年度末にあったことから、今回の補正予算に計上させていただくものでございます。15 款 3 款 1 目総務費県委託金 9 万 9,000 円、今年度実施いたします経済センサスの活動調査費交付金額が決定したことにより、当初予算との差額 9 万 9,000 円を増額するものでございます。18 款 1 項 5 目ふるさと応援基金繰入金 551 万 9,000 円の減。12 ページの歳出、9 款 2 項 2 目賀茂小学校管理費の 10 節需用費に 83 万円を充当する一方、先ほど説明した県の市町給食費負担軽減事業により、県補助金 634 万 9,000 円が交付されることになったため、当初予算で充当したふるさと応援基金繰入金分を減額いたします。トータルで 551 万 9,000 円の減額となります。その下の 8 目公共施設等総合管理基金繰入金 1,560 万円は、11 ページの歳出、7 款 1 項 1 目 1 節の委託料岩谷戸残土処理場地質調査業務委託に充当したいものでございます。20 款 5 項 2 目雑入 327 万 9,000 円、5 節市町村振興協会納入金の地域協働促進助成金 97 万 9,000 円は、先ほど教育費県補助金のところで説明いたしましたスポーツまちづくり事業費補助金に代わる財源として、新たに静岡縣市町村振興協会の助成制度を活用するものでございます。7 節雑入の自治総合コミュニティー助成金 230 万円は、一般社団法人自治総合センターがコミュニティー活動に必要な施設、または設備の整備等に対し補助するものでございます。補助率は 10 分の 10 以内で、今年度は地区の様々なコミュニティー活動で使

用する公民館の空調機の整備で、宇久須の柴区が申請したものが3月に承認されたことから補正するものでございます。

9ページをお願いいたします。21款1項1目総務債180万円、1節過疎対策事業債の180万円ですが、先ほど5ページの地方債補正（第2号）のところで説明したとおり、当初予算編成の段階ではソフト事業にかかる当初の発行可能額の上限額を5,460万円と伺っていたことから、町はサンセットコイン5%還元分に5,000万円、過疎地域持続的発展基金積立分に460万円を計上いたしました。今回、発行可能額の上限額が5,640万円となり、180万円増額となったことから、基金積立金分を180万円追加したいものでございます。

10ページをお願いいたします。3の歳出でございます。2款1項10目職員研修費26万1,000円は、役場職員への応募者数が減少している現状を踏まえ、例年は6月に郡下統一で実施している職員採用試験を今年度は4月から町独自に実施するなど、募集期間の前倒しにより応募者の確保、増加に取り組んでおります。一方で内定通知後に辞退となる事例も一定数生じていることから、合格者の不安解消と入庁意欲の醸成を図るため、採用までの間に2回の研修会を実施するとともに、現職員との交流機会の場を設け、円滑な採用につなげていきたいと考えております。その取組に要する経費として、新規開発採用職員に係る報酬5万4,000円と、その下の旅費12万1,000円、また食糧費8万6,000円を計上させていただきました。その下の11目情報管理費の12節委託料248万6,000円、OA機器システム保守管理業務の248万6,000円は、県の共同調達において導入した生成AIに新たな利用促進サポートプランが追加され、そのプランを活用したため増額させていただくものです。新たな利用促進サポートプランの内容につきましては、生成AIに過去の議会の議事録を登録し、議会答弁作成等に向けた支援を行っていきます。なお、補正額の248万6,000円は、年間サポート保守料の112万2,000円から当初予算額39万6,000円を差し引いた72万6,000円と過去8年分の議事録の構造化にかかる費用176万円の合計額となっております。2款5項1目統計調査総務費9万9,000円、歳入のところでも説明いたしましたが、今年度実施する経済センサスの活動調査費交付金額が決定したことにより、3節職員手当等、7節報償費、10節需用費を再査定し、金額を変更したものです。なお経済センサスに係る経費につきましては、県の委託金で賄われます。3款1項5目介護保険事業特別会計繰出金の27節繰出金16万5,000円、介護保険法の改正に伴うシステム改修のため、介護保険事業特別会計への繰出金として16万5,000円を増額するものでございます。

11ページをお願いいたします。3款4項1目心身障害者福祉費の22節償還金利子及び割

引料 24 万 9,000 円、過年度障害者補助金等返還金の 24 万 9,000 円は、4 月 9 日及び 20 日の議会全員協議会で説明した重度障害者医療費助成の対応に係る県への過誤給付金の返還金となります。全体の過誤金額 125 万 260 円のうち、令和 7 年度分については 7 年度の補助金で精算をいたしますが、令和 6 年度分につきましては、別途返還する必要があるため、補正対応とするものでございます。7 款 1 項 1 目土木総務費の 12 節委託料 1,560 万円、岩谷戸残土処理場地質調査業務委託の 1,560 万円は、5 月 19 日の議会全員協議会で説明させていただきましたが、国土交通省沼津河川国道事務所との協議の結果、国が伊豆縦貫道自動車道などの残土処理場を造成する場合には、全ての箇所で行状地盤の地質調査を行っており、今回の事業は町が設計計画し、国が施工することになっているため、地質調査 4 箇所の費用を追加計上したいものでございます。7 款 2 項 1 目道路費の 10 節需用費 500 万円の減、道路維持修繕費の 500 万円の減はこちらも議会全員協議会で説明したものととなります。県が管理する国道、県道と町が管理する町道をまとめて、共同企業体の管理委託とするため、今後はその下の 12 節一体型道路包括管理業務で支払うことになります。よって施設管理費の予算額 2,900 万円のうち 500 万円を 10 節需用費から 12 節委託料に切替えます。その下の 12 節委託料 500 万円が 10 節需用費からの振替分となります。

12 ページをお願いいたします。8 款 1 項 4 目防災対策費の 21 節補償補填及び賠償金 69 万 9,000 円、こちらも 5 月 19 日の議会全員協議会で報告をいたしました。仁科築地地区津波避難タワー建設工事に伴う周辺家屋調査で調査を行った 6 棟のうち、修繕が必要な 3 棟の修繕必要額を損害補償として支払うものでございます。内容につきましては、クロスの張り替え駐車場の舗装を外壁の割れの修繕となります。

13 ページをお願いいたします。9 款 6 項 1 目保健体育総務費歳入のところで説明いたしましたが、7 節報償費スポーツ推進委員報償金から 13 節使用料及び賃借料の施設使用料につきまして、充当する財源を変更するもので補正額は 0 円で、増減はございません。当初予定していた県のスポーツまちづくり事業費補助金は、今年度から新規事業が対象外となったため、静岡県市町村協会の協働促進事業助成金を活用し実施していくものでございます。9 款 6 項 3 目田子給食センター費、こちらも歳入のところで説明いたしましたが、国の給食費負担軽減交付金 634 万 9,000 円が交付されることになったことに伴い、10 節需用費の原材料費に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

3番、中島健君。

○3番（中島 健君） 10ページ、10ページの2款1項11目情報管理費のごめんなさい。区分の12の委託料のところで、システム保守管理業務のところで、AIの導入で議事録等が登録されるということなんですけど、議員も過去の議事録を見るなどの活用をさせていただくことは可能なかどうか伺います。

○議長（高橋敬治君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（真野隆弘君） すみません。先ほどの10ページの保守料の関係でなんですが、生成AIの使用につきましては、現在LGWAN回線のパソコンを使用して進めております。LGWAN回線につきましては、町の機密事項が多く含まれておりまして、現時点では、使用者は職員のみに限定しておりますので、現時点では、職員に限定していきたいと考えております。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

6番、山本豊君。

○6番（山本 豊君） 11ページの土木費なんですけれども、岩谷戸残土処理場の地質調査なんですけど、これは縦貫道の掘削残土が入るということで、地質調査をしなければいけないという規定の中で行われたと。国が施行するというふうに言われましたけども、これは残土処分場の建設を国が行うということでよろしいでしょうか。またその例えば、どの部分を行うとか割合っていうのはあるんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） ですね、設計までは、設計とか地質調査ですね、そこについては町負担ということになります。で、町が設計をして、そこから国に引渡して事業を施工するのは国が一体的に管理ということになります。その事業負担につきましては、今ちょっと国とですね、調整している段階ですので、今の段階ではまだ決まっておりません。

○議長（高橋敬治君） 6番、山本豊君。

○6番（山本 豊君） はい。関連なんですけども、こちらの処分場の受入れの割合というのは何か決まってるんでしょうか。国の関連と、町の事業ということですね。はい。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） 基本的にはですね、伊豆縦貫道の道路の残土のみです。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありませんか。

7番、加藤タヅ子君。

○7番（加藤タヅ子君） ページの8ページ、2の歳入の5項雑入20款諸収入で、自治総合センターコミュニティー助成金の230万円とはどのような助成金でしょうか。

○議長（高橋敬治君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（真野隆弘君） こちらにつきましては、地域の公民館等ですね、整備ということで、空調とか、そういったところを整備するにあたって補助を頂けるものになっております。今回はですね、宇久須の柴地区さんのほうで空調の整備の申請をしております、令和8年の3月に一応、採択がされました。それで予算、決定されたことによりまして、この時期になりましたが、歳入歳出ともどもですね、230万円の予算を計上させていただいたものでございます。

○議長（高橋敬治君） はい。

ほかに質疑ありますか。

8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。12ページになります。教育費のですね、小中それぞれ施設の修繕費ってありましてすけども、これまだ年度が始まって、僅かな期間で緊急なものが出てきたということですのでよろしいのでしょうか。ちょっと中身の方の説明をお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐野浩正君） それでは説明申し上げます。先に9款2項1項の仁科小学校修繕費でございます。こちらは浄化槽のポンプ2台のうち、1台が壊れてしまいまして、排水管が腐食しているため、この管を修繕するものでございます。続きまして、2款2項2目の賀茂小学校の管理費の修繕費でございます。こちらは賀茂小学校体育館の前にですね、スロープを設置するものでございます。災害時の避難所、ないし選挙の時にですね、投票場として体育館を利用するものですので、そのままスロープで上がれるという形の修繕費になっております。9款3項1目西伊豆中学校管理費、修繕費でございます。今年、これにつきましては緊急の修繕で突発対応となることとございますが、昨年、年度末、保健室の手洗い水の水栓の修理ですとか、学校の街灯の修理、音楽室のドアの修理等いろいろと交換が

重なりまして、当初予定していた体育館前ですね、集水桝及び排水修理の管理が後回しになったため、この分についての集水桝と配管の修理をしたいものでございます。以上です。

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 中身は分かりました。ちょっと気になったのは仁科小学校の浄化槽が2つあったのが1つ壊れたってということなんですけども、今状況として利用的にですね、問題にはなってないんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐野浩正君） はい。現状につきましては、1台分ですので、その分が不足してるような箇所になりますので、現状は浄化して使われている状況であります。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありますか。

はい。2番、土本直矢君。

○2番（土本直矢君） 11ページの11目12節の委託料のところ、先ほどA Iを使って議事録を読み込ませて議会答弁で使うようなお話だったと思うんですけども。違います、ごめんなさい。合ってますかね。

○議長（高橋敬治君） ページが違う。

○2番（土本直矢君） 10ページの11目12節の委託料ですね。OA機器システム保守管理業務のところ、で、これでA Iを使ってってところで、使用方法をちょっと限定されていたと思うんですね、議会の議事録を読ませて議会答弁に対応するような話だったと思うんですけども、その用途だけでこれを使うのか。多分、もう少し大きな範囲で要領とか条例とか読ませると、もう少し大きな活用方法あると思うんですけど、この辺ってどういう用途で利用する予定でしょうか。

○議長（高橋敬治君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（真野隆弘君） はい。実際に今回の予算につきましては、サポートが、今回、県の共同調達ということで、サポートがつきましたので、付けさせていただきました。内容につきましては、先ほどの議事録のデータを入れるということと、また、これ以外にですね、やはり生成A Iを利用してですね、いろんな調査ものとか、調べ物を活用しておりますので、そういったところで幅広く利用していきたいということで、こちらも併せて、予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありますか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 36 号、令和 8 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 5 6 分

再開 午後 3 時 1 分

◎議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第 8、議案第 37 号、令和 8 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（星野浄晋君） 議案第 37 号は令和 8 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。議案第 37 号についてご説明いたします。1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 500 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 900 万円としたいものでございます。

2 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入です。款、補正額の順に朗読させていただきます。9 款諸収入、500 万円。歳入合計に 500 万円を追加し、12 億 900 万円としたいものです。続いて歳出です。7 款、諸支出金、500 万円。歳出合計に 500 万円を追加し、12 億 900 万円としたいものです。

3 ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括歳入です。2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちら 2 ページの第 1 表と同様ですので、省略させていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4 ページをお願いいたします。2、歳入です。9 款 2 項 5 目雑入 500 万円。こちらは令和 7 年度に見込みで支払った療養給付費の精算に伴い、県から返還があるための増です。次に 3、歳出です。7 款 1 項 2 目償還金、500 万円。こちらは、療養給付費の精算に伴い、普通交付金も精算されるための増額です。歳入歳出予算について補足させていただきます。現在、国保は都道府県ごとに運営されており、療養給付費の支払いは同額が普通交付金として、各市町の国保に交付されております。今回、2 月診療分の療養給付費の支払い見込みが実際よりも多くなっていたため、精算を行った結果、県から返金がございます。また、普通交付金も県から同額を見込みで町国保に交付されており、交付されているため、こちらも余剰な分が発生してございます。そこで、この余剰分を正しく反映させるため、歳入及び歳出をそれぞれ増額補正したいものでございます。

以上説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 37 号令和 8 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 9、議案第 38 号、令和 8 年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 38 号は令和 8 年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。議案第 38 号についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14 億 1,033 万円としたいものでございます。

2 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入です。款、補正額の順で朗読させていただきます。4 款国庫支出金、16 万 5,000 円。8 款繰入金、16 万 5,000 円。歳入合計に 33 万円を追加し、14 億 1,033 万円としたいものです。続いて歳出です。1 款総務費 33 万円。歳出合計に 33 万円を追加し、14 億 1,033 万円としたいものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書 1 総括、歳入です。2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちら 2 ページの第 1 表と同様ですので、省略させていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4 ページをお願いいたします。2、歳入です。4 款 2 項 6 目、介護保険事業費補助金 16 万 5,000 円。こちらは介護保険システムの改修に伴う国からの補助金です。8 款 1 項 5 目その他一般会計繰入金、16 万 5,000 円、こちらはシステム改修費用の 2 分の 1 を一般会計から繰り入れるものでございます。続いて 3、歳出です。1 款 1 項 1 目一般管理費 33 万円。こちらは、8 月 1 日施行の介護保険法の一部改正により、介護保険施設に入所されている方のうち、低所得者の方へ実施している補足給付の食事の基準費用額と食費、居住費の負担限度額の一部居住費の負担額減、負担限度額の一部が変更されるため、介護保険システムを改修するものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第38号、令和8年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第10、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

提案の理由といたしましては、長島田鶴子氏が、令和8年9月30日をもって任期満了となるため再任をお願いしたいものでございます。

選任の理由といたしましては公立幼児教育に長く携わった経験から、教育問題には特に関心が高い方でございます。また子供に関する人権いじめ家庭の問題のほか、民生委員児童委員を長く勤めていることから、地域の人権問題についても深く関心を持っており、他の委員の模範となる方でございます。このたびの再任の推薦にあたり、今までの経験からも、今後、当町の人権擁護を推進するためには、中心となる人物の1人であると期待をしておりますので、候補者として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、委員の候補者として適任であると認めることに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって諮問第1号は適任と認めることを決定しました。

お諮りします。

日程第11、同意第2号西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第13、同意第4号、西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、日程第11、同意第2号西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第13、同意第4号、西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（星野浄晋君） 同意第2号から同意第4号は、西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

令和8年6月30日をもって、現在お願いをしております3名の任期が満了となるため、2名の再任と1名の新たな任命をお願いするものでございます。同意第2号の鈴木せつ子氏につきましては、設計事務所などに23年間勤務経験があり、平成29年7月から固定資

産評価審査委員会委員に就任頂いております。固定資産評価に精通をされておられますので、引き続き再任をお願いしたいものでございます。次に同意第3号の。

○議長（高橋敬治君） 町長ストップしてください。承認は一つ一ついきます。提案はいつべんに同意は一つ一ついきます。一人一人いきます。今、第2号ですよね。同意第2号。説明採決、ごめんなさい、全部先にするそうです。失礼いたしました。はい。

○町長（星野淨晋君） 次に同意第3号の長島力氏につきましては、西伊豆町職員として37年間勤務をされ、そのうち税務課の固定資産評価担当として長年の経験を積まれております。令和2年7月から固定資産評価審査委員会委員にご就任を頂いておりますので、固定資産評価に精通をされておられます。以上のことから再任をお願いしたいものでございます。

次に、同意第4号の久保田稔氏につきましては、現在選任している須田昇氏が令和8年6月30日の任期満了をもちまして退任を希望されており、後任として選任したいものでございます。久保田氏は、建設会社や工務店経営などにおきまして、52年間の従事経験があり、専門知識を有し、固定資産評価にも精通されておりますので、新たに選任したいものでございます。なお任期につきましては令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間となります。よろしく同意のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） はい。大変失礼いたしました。提案理由の説明が終わりました。なお質疑、討論、採決は議案ごとに行います。これより、同意第2号に対する質疑を行います。

○議長（高橋敬治君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第2号西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意すること

に賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第2号は同意することに決定しました。

○議長（高橋敬治君）

これより、同意第3号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第3号西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意すること
に賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第3号は同意することに決定しました。

○議長（高橋敬治君）

これより、同意第4号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第4号西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第4号は同意することに決定しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第14、同意第5号西伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 同意第5号は、西伊豆町教育委員会委員の任命についてでございます。

本件につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4号第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。提案の理由は、長島宗紀氏が令和8年6月9日をもって任期満了となりますので、長島宗紀氏を再任したいものでございます。任期は4年間で、令和8年6月10日から令和12年6月9日までとなります。選定理由でございますが、長島氏は、地域住民からの信頼も厚く、町教育委員会評価委員賀茂小学校PTA会長を歴任され、町の教育行政に関し見識を有し、高潔な人柄であるため再任をしたいものでございます。

以上簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第5号西伊豆町教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第5号は同意することに決定しました。

日程第15、同意第6号西伊豆町農業委員会委員に占める農業認定者等またはこれらに準ずる者の割合についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 同意第6号は、西伊豆町農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合についてでございます。提案理由といたしましては、西伊豆町農業委員会委員の任命につき、認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合が過半数に満たないため、当該割合を4分の1以上といたし、本提案をするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、加藤タヅ子君。

○7番（加藤タヅ子君） 10人の農業委員の方が選任されましたが、何らかの理由で人数が減ってしまった場合、人数の補充をされるのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） はい。委員が何人かけたら補充しなければならないかということのご質問というふうに承ります。法令上何人欠けたら必ず補充しなければならないという一律の人数の基準というのがございません。こちらのほうが全国農業委員会の職員協議会のQ&Aのほうでも、農業委員が辞任等により欠員となった場合についても、直ちに補充が必要というふうにはされておられません。ただ、農業委員さんの所掌事務を適切に処理ができなくなった場合に、速やかに補充することが適当というふうな形での取扱いとなってございます。

○議長（高橋敬治君） よろしいですね。

はい。

ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

4番、磯清彦君。

○4番（磯 清彦君） はい。私、こちらに賛成の立場で討論をさせていただきます。農業委員会法では認定農業者が委員の2分の1を占めることとされていますが、例外規定が設けられております。例外規定では、区域内の認定農業者が委員定数の8倍を下回る場合は、委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とするについて、議会の同意を得ればよいこととされております。委員の8倍となると認定農業者80人を下回った場合となるのですが、現在西伊豆町では、認定農業者認定農業法人、合わせても、九つしかありませんので、こちら4分の1とすることは妥当と考えます。

以上です。

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第 6 号西伊豆町農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第 6 号は同意することに決定しました。

◎同意第 7 号から同意 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） お諮りします。日程第 16、同意第 7 号西伊豆町農業委員会委員の任命についてから日程第 25、同意第 16 号西伊豆町農業委員会委員の任命についてまでを、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 16、同意第 7 号西伊豆町農業委員会委員の任命についてから日程第 25、同意第 16 号、西伊豆町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） はい。ただいま上程されました、同意、第 7 号から同意第 16 号までの西伊豆町農業委員会委員の任命についてでございますが、詳細につきましては、担当課長のほうから、氏名などについて説明をさせますので、よろしく同意のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） それでは、説明をさせていただきます。お手元に配付させ

ていただいております説明資料をご覧頂きたいと思います。同意第7号から同意第16号までの10案件を一覧表にまとめたものでございます。令和8年5月19日開催の議会全員協議会での説明と重複いたしますが、現委員の任期満了日は令和8年5月15日です。ただし、農業委員会等に関する法律第10条第2項の規定により、委員は任期満了後も、後任の委員が就任するまで、その職務を行うこととされています。このため、これまでのように前年度の3月定例議会で同意を得る方法によらず、6月定例議会で議会の同意を頂く場合であっても法的な空白は生じず、案件審議等の事務処理は継続して行うことができます。また、今回6月定例議会で同意を頂いた後、6月15日から新たな任期を開始し、同日には新任委員向け研修会を実施した上で、6月19日の定例総会から新体制で審議を行う予定としております。このように、法的な連続性を確保しつつ、新年度に改選事務を整理することにより、事務執行上も分かりやすい運用になるものと考えております。

今回の候補者募集につきましては、4月15日から5月8日まで、町のホームページ、掲示板、回覧版等により周知を行い、定数10人のところ、応募者が11人ございました。その後5月11日から12日にかけて、事務局において、欠格事由認定農業者等の該当性、中立委員要件、年齢、性別等の公正本人意思等の確認を行い、5月13日に西伊豆町農業委員候補者選定委員会設置要綱に基づき、農業委員候補者選定委員会を開催し、定数10人を選定しましたので、6月定例議会の議案として提出し、議会の同意を求めるものです。同意番号氏名の順に読み上げますので、ご確認をお願いいたします。同意第7号、上松茂樹。同意第8号、土屋浩二。同意第9号、土屋秀作。同意第10号、山本可奈子。同意第11号、中島健。同意第12号、岡原美奈子。同意第13号、山本和春。同意第14号、石川茂。同意第15号、佐々木律男。同意第16号、藤井幸光。住所、生年月日等詳細につきましては、議案に記載のとおりです。なお、10人のうち4人の方が再任6人の方が新任となります。新たな任期は令和8年6月15日から令和11年6月14日までの3年間となります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。なお、質疑、討論、採決は議案ごとに行います。

これより、同意第7号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第7号西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第7号は同意することに決定しました。

○議長（高橋敬治君） これより、同意第8号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第8号西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第8号は同意することに決定しました。

○議長（高橋敬治君） これより、同意第9号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、山本豊君。

○6番（山本 豊君） 不動産関係の業務を行っている方から、物件によって、かなり人によってですね。判断が分かれるというふうに従ってまして、先ほど中立性の確保が得られているということで、推薦されてるといふところなんですけども、その中立性の確保と、あと、個人の差による判断、あるいは、他の市町との関連で、どうなのかというかその辺の見解ってのはいかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） これ、同意第9号の今審議してますけど、同意9号の方に対してですか。

○6番（山本 豊君） そうです。

○議長（高橋敬治君） はい。もちろんいかがでしょうか。はい。はい、町長。

○町長（星野淨晋君） はい、特段同意9号の方がそういったものに関して、中立性を保っていないということは私は聞いておりませんので、何をもって山本豊さんが同意9号の方に疑義を持たれてるのか分からないのでお答えすることはできませんが、当然、地区であったりとか、いろんなものによって、耕作なんですかね。ある意味農地法の関係で、農転をするときにここだったらいいとかここだったら悪いとかっていうのは、若干人によって判断が異なることはあろうかというふうには思いますし、逆に全くことならないで、何でも丸だという人だけ集めるということもそれはそれでまずいだろうというふうに思いますので、全体で中立、いいもの悪いもあった中で、今回はこの9号の方は選任されているというふうを考えておりますので、私たちとしては、同意案件として、別に問題はなかろうという判断をしております。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第 9 号西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手多数です。よって、同意第 9 号は同意することに決定しました。

○議長（高橋敬治君） これより、同意第 10 号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第 10 号西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第 10 号は同意することに決定しました。

これより、同意第 11 号に対する質疑を行います。本案については、地方自治法第 117 条の規定により、中島健君の退場を求めます。

はい。続けます。

○議長（高橋敬治君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第 11 号西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第 11 号は同意することに決定しました。

○議長（高橋敬治君） 中島健君の入場を許します。

これより、同意第 12 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第 12 号西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第 12 号は同意することに決定しました。

これより、同意第 13 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第 13 号西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第 13 号は同意することに決定しました。

○議長（高橋敬治君） これより、同意第 14 号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第 14 号西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第 14 号は同意することに決定しました。これより、同意第 15 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第 15 号西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第 15 号は同意することに決定しました。

これより、同意第 16 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第 16 号西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第 16 号は同意することに決定しました。

◎同意第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 26、議案第 39 号、令和 8 年度社会資本整備総合交付金事業（町）月の浦井田子線拡幅工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 39 号は、令和 8 年度社会資本整備総合交付金事業町道月の浦井田子線拡幅工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） はい。議案第 39 号、令和 8 年度社会資本整備総合交付金事業町道月の浦井田子線拡幅工事請負契約の締結についてご説明いたします。本工事の契約方法は制限つき一般競争入札による契約となります。契約金額は 1 億 3,420 万円で、契約の相手方は有限会社国本組となります。

資料 1 枚おめくり頂き説明調書をご覧ください。工事概要ですがちょうど月の浦井田子線は地区の生活道路として利用されていますが道路幅が狭く、車両の相互通行が困難であり、地域住民の通行に支障を来していることから、地区要望を受けて、河川を暗渠化し、道路拡幅を行うものです。本工事は、令和 7 年度 8 年度の 2 か年事業として実施しており、今回は 2 年目の最終年度の工事となります。

工事の内容ですが、施工延長は 93.78 メートルとなります。河川内に設置する構造物については、ボックスカルバートを 92.3 メートル。U 形カルバートを 1.4 メートル設置します。また、道路上の雨水を排水するため、横断水路工を 3 箇所、合計で 14.3 メートル設置します。構造物の設置後にはアスファルト舗装工を 442 平方メートル、施工します。添付の図面資料 1 の平面図をご覧ください。令和 8 年度の施工範囲は、赤く着色している箇所でございます。まして工事区間はナンバー 100.73 からナンバー 194.51 までの延長 93.78 メートルとなります。1 枚おめくり頂き、図面資料 2 の中断面図をご覧ください。道路勾配につきましては、現況道路とほぼ同じ勾配で施工するため現況の道路高や勾配に大きな変更はございません。また、河川勾配につきましても、現況河川の高さに合わせた一定勾配により、令和 7 年度に施工したボックスカルバートへ接続する計画となっておりますので、現況勾配と大きな変更はございません。

さらにもう 1 枚おめくり頂きまして、図面資料 3 の標準を標準横断面図をご覧ください。前年度工事と同様に河川内にボックスカルバートを敷設して暗渠化し、道路は幅員を平均 5 メートルまで拡幅拡幅することで、車両の相互通行ができるよう整備を行います。

さらにもう 1 枚おめくり頂き図面資料 4 をご覧ください。こちらが設置するボックスカルバートと U 形カルバートの構造図となります。起点が起点側から設置するボックスカルバートは前年度工事で設置したボックスカルバートと同じサイズである、内径 2.3 メートルとなり、図面右上に図示してございます。またナンバー 181.3 から 193.11 の区間に設置するボックスカルバートは河川勾配が高くなる区間でございまして、水の流速及び流量条件を考慮した結果、内径 2 メートルとしており、図面左上に移してございます。なお終点分につきましては、既設水路へ接続するため現地形状に合わせて、西豆の U 形カルバートを設置する計画としており、図面の左下に図示してございます。最後に工期につきましてですが、議会議決の翌日から令和 9 年 3 月 26 日までとし年度内の完成を目指します。

説明は以上でございます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8 番、浅賀元希君。

○8 番（浅賀元希君） 今さっき言った工期の関係なんですけども、前年度の工期が 6 月 30 日まで、延期、延長になってるかと思えますけども、その切替えはどのように考えてるんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） 今年度の工期が令和 6 年 6 月 30 日までということでございまして、そこが終わって、ボックスカルバートのですね、発注等がございますので、準備期間中ございますので、あるいは失礼しました 8 月ぐらいから工事は着手します。昨年度についてはちょっと施工で法面の崩壊等、戸惑ったということもございますので、繰越しということの結果になりましたけども、今回につきましては、そのようなことはなかろうというところで、年度内の完成ということを目指していきたいというところでございます。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 39 号令和 8 年度社会資本整備総合交付金事業（町）月の浦井田子線拡幅工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

◎同意第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 27、議案第 40 号令和 8 年度仁科漁港公衆トイレ新築工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 40 号は、令和 8 年度仁科漁港公衆トイレ新築工事請負契約の締結についてでございます。詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） はい。それでは、議案第 40 号、令和 8 年度仁科漁港公衆トイレ新築工事請負契約の締結についてご説明いたします。本工事の契約方法は制限つき一般競争入札による契約となります。契約金額は 8,690 万円で、契約の相手方は河津国本特定建設工事共同企業体でございます。資料 1 枚おめくり頂きまして説明調書をご覧ください。工事概要ですが本工事は仁科漁港に設置してある公衆トイレにつきまして、老朽化が進行していることに加え、沖あがり食堂、はんばた市場及び海釣り go などにより、漁港周辺を訪れる利用者が増加していることから、既存施設では対応が困難な状況となっているため、新たに公衆トイレを整備するものでございます。整備に当たりましては、はんばた市場隣接地にある倉庫等を解体撤去しまして、その跡地に公衆トイレを新築する計画でございます。なお、既存トイレにつきましては、トイレ新築後、解体する計画としてございます。延べ床面積につきましては既存トイレが 21.66 平方メートルあるのに対しまして、新築トイレは 47.2 平方メートルとなります。これにより、利用者数の増加に対応できる規模を確保するというところでございます。

資料の 2 をご覧ください。構造使用についてでございますが、新築するトイレは木造平屋建てで男子トイレは小便器 3 基用便器 2 基、女子トイレは洋便器 5 基のほか、多目的トイレ 1 箇所を整備する計画でございます。多目的トイレにつきましては、オストメイト対応としまして、おむつ交換台を設置することで、高齢者、障害のある方、子育て世代など、幅広い利用者に配慮した施設とするものでございます。最後に工期でございますが、本議会議決の日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日までとし、年度内の完成を目指すものでございます。

以上簡単ですが説明は以上です。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、堤圭祐君。

○1 番（堤 圭祐君） 資料1の配置図についてちょっと1点お聞きしたいんですけども、こちらの駐車場のほうが1から9と1から6と、配置されてるんですけども外に、こちら配置図のほうには車止めの記載がないんですけども、こちらは記載がなく、実際はあるのか、それとも、ない状態、これが設計図なのか教えてください。トイレの前の通路がですね、駐車スペースの後ろを通っていくものですから、車止めがあったほうがいいのかなと思ったので質問させていただきました。お願いします。

○議長（高橋敬治君） 休憩とりますか。はい。暫時休憩します。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時53分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） 大変失礼申し上げました。確認したところによりますと車止めブロックはついていないです。図面の今区画線で区切った周りにですね、縁がこういうふう

に、いってると思うんですけど、これがコンクリートの縁石がくるというところになります。なぜ車止めがないかと言いますと、イベント利用等を考えたときに、そこが支障になるんじゃないかというような設計思想で、今は入っていないということでございました。

○議長（高橋敬治君） いいですか。

はい。ほかに質疑ありませんか。

9 番、仲田慶枝君。

○9 番（仲田慶枝君） このトイレが完成した暁には、この管理清掃管理は委託か何かに出すんでしょうか。ちょっとそこを教えてください。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。今ある沢田の公衆トイレも多分個人かシルバーさんかに委託をかけているはずなので、同じように委託をかけるか。もしくは隣に組合さんが運営している指定管理場所がありますので、指定先を変えて組合さんをお願いするかということも考えら

れるかとは思いますが、当然管理については、同じような方式、どこに行くか分かりませんが、そういう管理の仕方だろうというふうには思います。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 40 号、令和 8 年度仁科漁港公衆トイレ新築工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

◎同意第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 28、議案第 41 号、令和 8 年度西伊豆中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 41 号は、令和 8 年度西伊豆中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） はい。それでは議案第41号、令和8年度西伊豆中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について説明いたします。本工事の契約方法は制限つき一般競争入札による契約となります。契約金額は7,810万円で、契約の相手方は河津国本特定建設工事共同企業体となります。資料1枚おめくり頂きまして説明調書をご覧頂ければと思います。本工事は災害時の避難所としての利用を想定し、西伊豆中学校校舎のトイレを全て洋式化及び乾式化するとともに、1階と3階には、多目的トイレを新設するものでございます。工事期間中は主に夏休み期間を想定しておりますが、利用者に支障が出ないように、仮設トイレを設置する計画となっております。延べ床面積につきましては、111.02平方メートルになります。構造及び資料につきましては表に記載のとおり、改修前と改修後、記載してございます。最後に工期につきましてですが本議会議決の翌日から、議決の日の翌日から令和8年11月30日までとし、工事期間は7月から9月のうち2か月間を想定しているものでございます。

以上簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、加藤タヅ子君

○7番（加藤タヅ子君） 令和8年度西伊豆中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結についての説明の中で、工事期間中は夏休みの期間であります。住民への告知や周知の対応安全性などはどうなりますでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（朝倉通彰君） 基本的に工事エリアにつきましては囲い等しますのでそういった安全は図られると思います。体育館の利用者がございますので、そちらのほうには、教育委員会を通してですねご案内頂くというような形になろうかと思います。基本的には支障となるのは先生方生徒、体育館利用者というところがございます。この前の道路は、車止めがあって、行き止まりになってますので、基本的に地域住民の方にはご迷惑がかからないのかなというふうに考えてございます。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 41 号、令和 8 年度西伊豆中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結については、
原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（高橋敬治君） 日程第 29、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第 128 条の規定により、お手元に配付しました資料のとおり、議員を派遣したい
と思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布しました資料のとおり議員派遣することに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋敬治君） 日程第 30、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします

各常任委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋敬治君） 日程第 31、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（高橋敬治君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて令和 8 年、第 2 回西伊豆町議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 2 分